

第7期

厚岸町障がい福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



令和6年3月

厚 岸 町

目次

第1章 計画策定の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の基本的理念	2
第3節 計画の性格・位置づけ	3
1 計画の性格・位置づけ.....	3
2 「障がい者」・「障がい児」の定義及び「障がい」の表記について	4
第4節 計画の期間	5
第5節 計画の策定体制	6
第2章 障がい者等の状況	7
第1節 厚岸町の人口構成状況	7
第2節 障がい者等の状況	8
1 障がい者の数（障がい児を含む）	8
(1) 身体障害者手帳年度別所持者数（主障がい別）	8
(2) 身体障害者手帳年度別所持者数（等級別）	9
(3) 療育手帳年度別所持者数	10
(4) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証年度別所持者数 ..	11
(5) 特定医療費（指定難病）受給者証・特定疾患医療受給者証年度別所持者数 ..	12
(6) 発達障がいの状況.....	13
2 障害支援区分の状況	14
第3章 障害福祉サービス等の見込み	15
第1節 第7期障がい福祉計画の成果目標	15
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	15
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	17
(3) 障がい者の地域生活の支援	18
(4) 福祉施設から一般就労への移行	20
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	24
(6) 相談支援体制の充実・強化等	27
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ..	29
第2節 サービス見込量の考え方	30
(1) 障害福祉サービス・障害児通所支援.....	30
(2) 地域生活支援事業.....	32

第3節 障害福祉サービス..... 33

1	障害福祉サービスの計画達成状況	33
2	障害福祉サービスの種類毎の見込量	34
(1)	訪問系サービス	34
①	居宅介護	34
②	重度訪問介護	34
③	同行援護	34
④	行動援護	34
⑤	重度障害者等包括支援	34
(2)	日中活動系サービス	35
①	生活介護	35
②	自立訓練	36
③	就労選択支援	37
④	就労移行支援	37
⑤	就労継続支援（A型）（雇成型）	38
⑥	就労継続支援（B型）（非雇成型）	38
⑦	就労定着支援	39
⑧	療養介護	40
⑨	短期入所	41
(3)	居住系サービス	42
①	自立生活援助	42
②	共同生活援助（グループホーム）	43
③	施設入所支援	43
(4)	相談支援	44
①	計画相談支援	44
②	地域移行支援	44
③	地域定着支援	44

第4節 障害児通所支援

1	障害児通所支援の計画達成状況	45
2	障害児通所支援の種類毎の見込量	46
①	児童発達支援	46
②	医療型児童発達支援	46
③	放課後等デイサービス	46
④	保育所等訪問支援	46
⑤	居宅訪問型児童発達支援	46

第5節 地域生活支援事業..... 48

1	地域生活支援事業の計画達成状況	49
2	地域生活支援事業の種類毎の見込量	50
①	理解促進研修・啓発事業	50
②	自発的活動支援事業	50
③	相談支援事業	54
④	成年後見制度利用支援事業	55
⑤	成年後見制度法人後見支援事業	55
⑥	意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）	56
⑦	日常生活用具給付等事業	57
⑧	移動支援事業	58
⑨	地域活動支援センター事業	59
⑩	訪問入浴サービス.....	60
⑪	日中一時支援事業.....	61
⑫	巡回支援専門員整備事業	62
⑬	芸術文化活動振興事業	62
⑭	点字・声の広報等発行	62

第4章 厚岸町の障がい者・障がい児単独施策..... 63

①	生活サポート事業.....	63
②	デイサービス事業.....	63
③	自動車改造費助成事業	63
④	重度心身障害者医療費助成	63
⑤	精神障害者医療費助成	63
⑥	じん臓機能障害者通院交通費助成.....	63
⑦	難病患者等援護旅費助成	64
⑧	福祉交通回数券助成事業	64
⑨	障害児援護旅費助成.....	64
⑩	障害児通所交通費助成	64
⑪	精神障害者通所交通費助成	64
⑫	福祉機器貸与	64
⑬	福祉電話貸与事業.....	65
⑭	緊急通報システム事業.....	65
⑮	除雪サービス事業.....	65
⑯	寝具洗濯乾燥消毒サービス	65
⑰	障害児通所支援利用者負担軽減措置	65
⑱	訪問入浴サービス（障がい児）	65
⑲	障害福祉制度の申請に係る診断書等取得費用助成.....	66

⑩	重度身体障害者自助具給付事業	66
⑪	軽度・中等度難聴児及び難聴者補聴器購入費等助成事業	66
⑫	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「差別解消法」） に関する取組	66
⑬	厚岸町立学校医療的ケア支援事業（教育委員会）	66
第5章 計画の推進体制		68
1	総合的な取組の実施	68
2	地域における各種関係団体、民間企業等との連携	68
3	国・北海道との連携	68
4	P D C Aによる計画の評価体制	69
資料編		70
資料1	厚岸町障がい福祉計画の変遷	71
資料2	厚岸町障害者自立支援協議会設置要綱及び委員名簿	73
資料3	厚岸町障がい福祉計画の策定経過	76
資料4	用語の解説	77

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨

厚岸町では、総合的かつ長期的な障がい者施策の基本的方向と主要施策を示す「第5期厚岸町障がい者基本計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）で掲げる障がい者将来ビジョン、障がいのある人もない人も共に生活する「ノーマライゼーション社会の実現」に向けたまちづくりを推進し、障がい者施策を総合的・計画的に推進してきました。

国の障害保健福祉施策においては、障がい者及び障がい児が個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指して、制度の整備をしています。

令和3年には、医療的ケア児及びその家族が適切な支援が受けられるよう医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」といいます。）が施行され、令和4年には改正児童福祉法により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が図られたところです。

障がい者の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念を踏まえ、また「第5期厚岸町障がい者基本計画」で掲げる障がい者将来ビジョンに向け、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障害福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき「第6期厚岸町障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制等の確保・充実など環境整備に取り組んできました。

令和5年度末で「第6期厚岸町障がい福祉計画」が計画期間の終了を迎えることから、国の改定基本指針に基づき「第7期厚岸町障がい福祉計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

本町は、現行の「第5期厚岸町障がい者基本計画」及び本計画に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保や「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく業務の円滑な実施を目指し、乳幼児期、学齢期、就労期、老齢期といったライフステージを通じ、障がいのある方に対し一貫した支援の推進を継続していきます。

第2節 計画の基本的理念

厚岸町においては、「障害者基本法」、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の理念を踏まえ、前期計画（第6期厚岸町障がい福祉計画）から引き続き、次の4点を本計画の基本的理念として、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会への実現にも向けて、その推進を継続していきます。

理念 1 障がい者の自己選択と自己決定の尊重

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの種別や程度を問わず、障がい者一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重され、自立と社会参加の実現を図れるよう支援します。

理念 2 障がい者の制度拡充

障害者手帳を持っている人に限らず、厚岸町の全ての障がい者の格差のないサービスの提供を目指します。

理念 3 地域生活移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤の整備

障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービスの提供基盤を整備するとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、ボランティアやNPO法人、住民団体等の地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備に努めます。

理念 4 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児と家族に対し、障がいの疑いのある段階から、身近な地域で効果的な支援できるよう、地域支援体制の構築に努めるとともに、障がい児の最善の利益を考慮しながら、ライフステージに沿って保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、支援体制の充実を図ります。

第3節 計画の性格・位置づけ

1 計画の性格・位置づけ

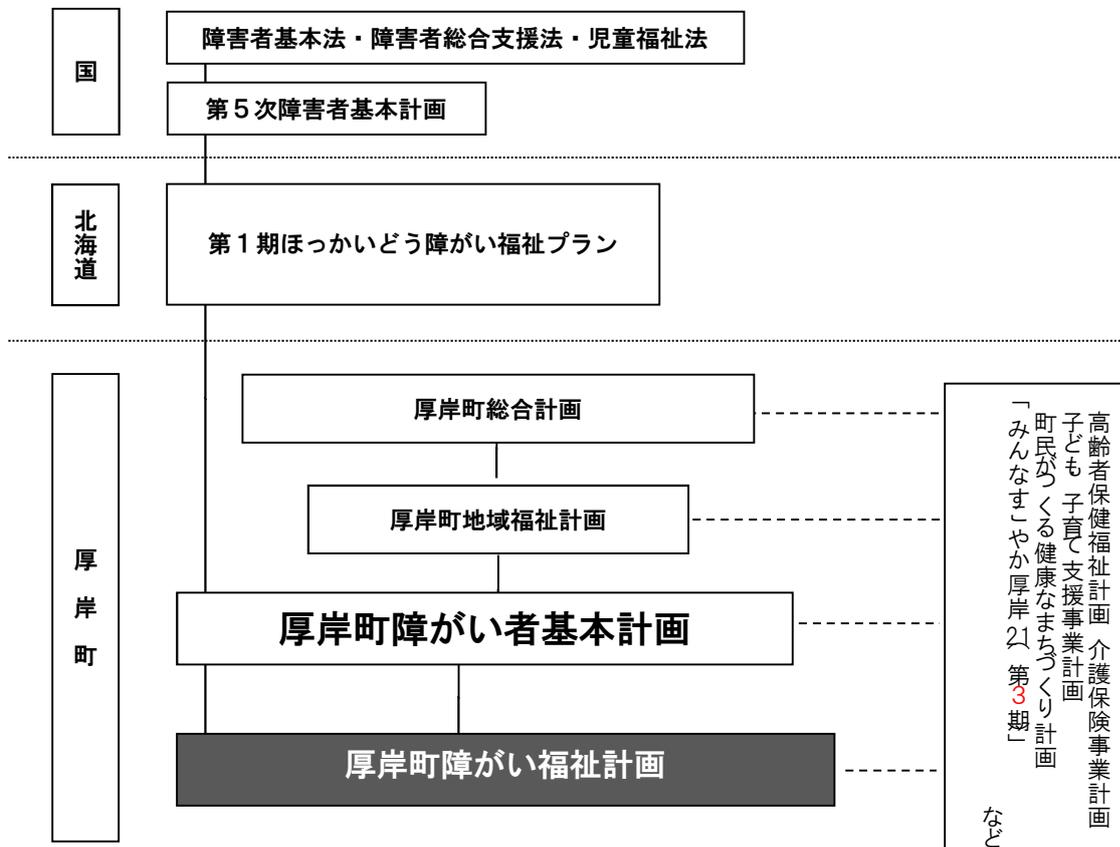
この計画は、「障害者総合支援法第88条」及び「児童福祉法第33条の20第1項」に基づく「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「障害者基本法」に基づき策定している「厚岸町障がい者基本計画」が障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中・長期の計画であるのに対して、本計画は、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

障がい福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画であり、障がい児福祉計画は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

このため、厚岸町では「第7期障がい福祉計画」と「第3期障がい児福祉計画」を一体のものとして、国の障害者基本計画に基づき、「第3期北海道障がい者基本計画」「第7期北海道障がい福祉計画」との連携を考慮し、また、本町の上位計画である「第7期厚岸町総合計画」や関連計画との整合性を確保して策定します。

▼各計画の位置づけについて



▼各計画の性格について

障害者総合支援法（抜粋）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

児童福祉法（抜粋）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量

2 「障がい者」・「障がい児」の定義及び「障がい」の表記について

この計画における「障がい者」及び「障がい児」とは、「障害者総合支援法」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「発達障害者支援法」及び「児童福祉法」によるものとします。

なお、「障がい」の表記について、法律名や団体名等の固有名詞については「障害」とし、それ以外については「障がい」と表記します。

第4節 計画の期間

この計画の期間は、国の改定基本指針に沿って、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

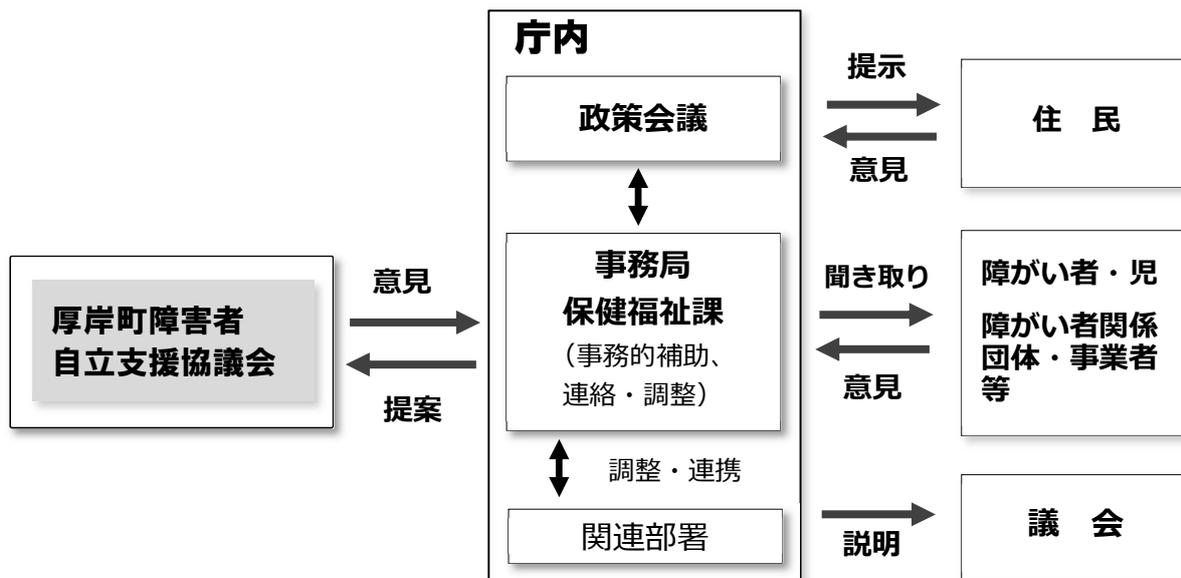
ただし、計画期間中に法の見直し等、本計画の策定内容に大きく影響を及ぼす改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
前期		第5期障がい者基本計画					第6期障がい者基本計画				
	改訂 年度					改訂 年度					改訂 年度
第5期障がい福祉計画 (第1期障がい児福祉計画)		第6期障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画)			第7期障がい福祉計画 (第3期障がい児福祉計画)		第8期障がい福祉計画 (第4期障がい児福祉計画)				
		改訂 年度			改訂 年度			改訂 年度			改訂 年度

第5節 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、保健・医療・福祉関係機関、教育関係機関、商工業・産業関係機関により構成された「厚岸町障害者自立支援協議会」において、計画内容の検討・協議を行いました。

《策定体制図》



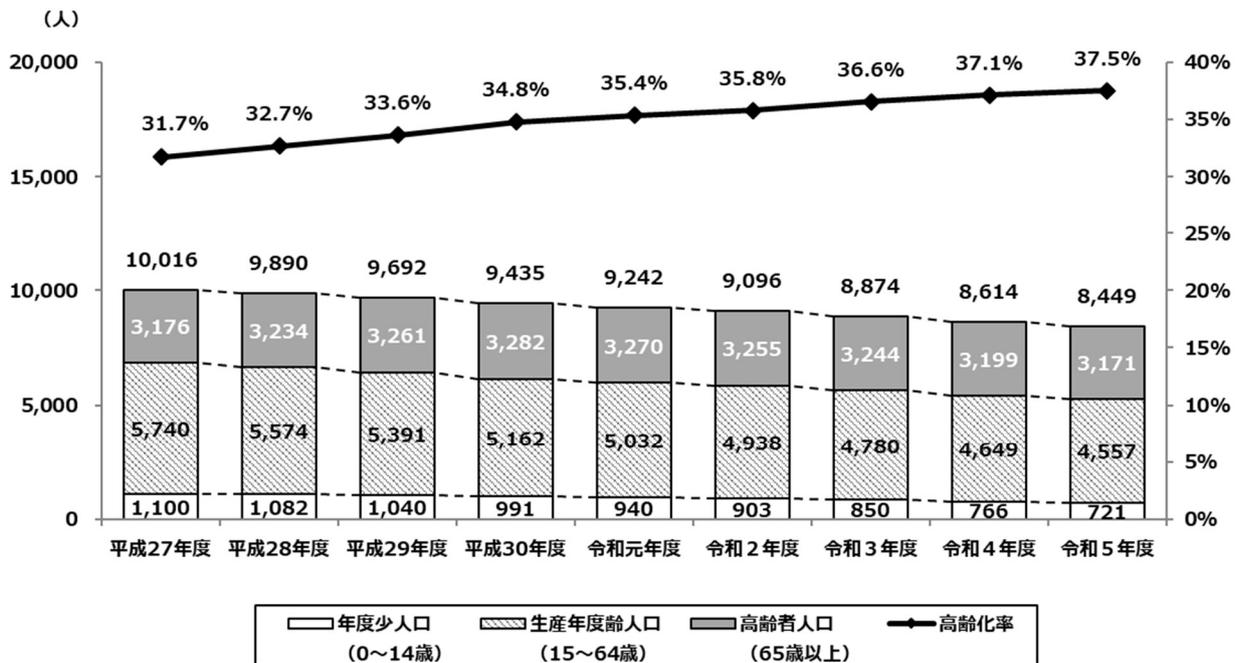
第2章 障がい者等の状況

第1節 厚岸町の人口構成状況

厚岸町の総人口は、年々減少傾向にあり、平成27年度（10,016人）から令和5年度（8,449人）の9年間で約15.6%（1,567人）の減少となっています。年齢構造別に見ると、高齢者人口は平成27年度以降から平成30年度までは増加していますが、令和元年度から減少傾向となっています。

また、生産年齢人口及び年少人口は年々減少しています。生産年齢人口及び年少人口の減少とともに、高齢者人口の比率が高まり、結果として少子高齢化は進んでいます。依然、少子・高齢化による3人に1人以上が高齢者という状況に変わりありません。

総人口の推移



(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	10,016	9,890	9,692	9,435	9,242	9,096	8,874	8,614	8,449
年少人口 (0~14歳)	1,100 (11.0%)	1,082 (10.9%)	1,040 (10.7%)	991 (10.5%)	940 (10.2%)	903 (9.9%)	850 (9.6%)	766 (8.9%)	721 (8.5%)
生産年齢人口 (15~64歳)	5,740 (57.3%)	5,574 (56.4%)	5,391 (55.6%)	5,162 (54.7%)	5,032 (54.4%)	4,938 (54.3%)	4,780 (53.9%)	4,649 (54.0%)	4,557 (53.9%)
高齢者人口 (65歳以上)	3,176 (31.7%)	3,234 (32.7%)	3,261 (33.6%)	3,282 (34.8%)	3,270 (35.4%)	3,255 (35.8%)	3,244 (36.6%)	3,199 (37.1%)	3,171 (37.5%)

* ()内は総人口に占める割合

資料:住民基本台帳(各年9月末日)

第2節 障がい者等の状況

1 障がい者の数(障がい児を含む)

(1) 身体障害者手帳年度別所持者数(主障がい別)

身体障害者手帳の所持者数は、平成30年からの5年間で29人減少しています。主障がい別に見ると、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、内部機能障がいは、ほぼ横ばいですが、肢体不自由(上肢・下肢・体幹)、視覚障がいは、減少傾向にあります。

障がい種別身体障がい者数の推移

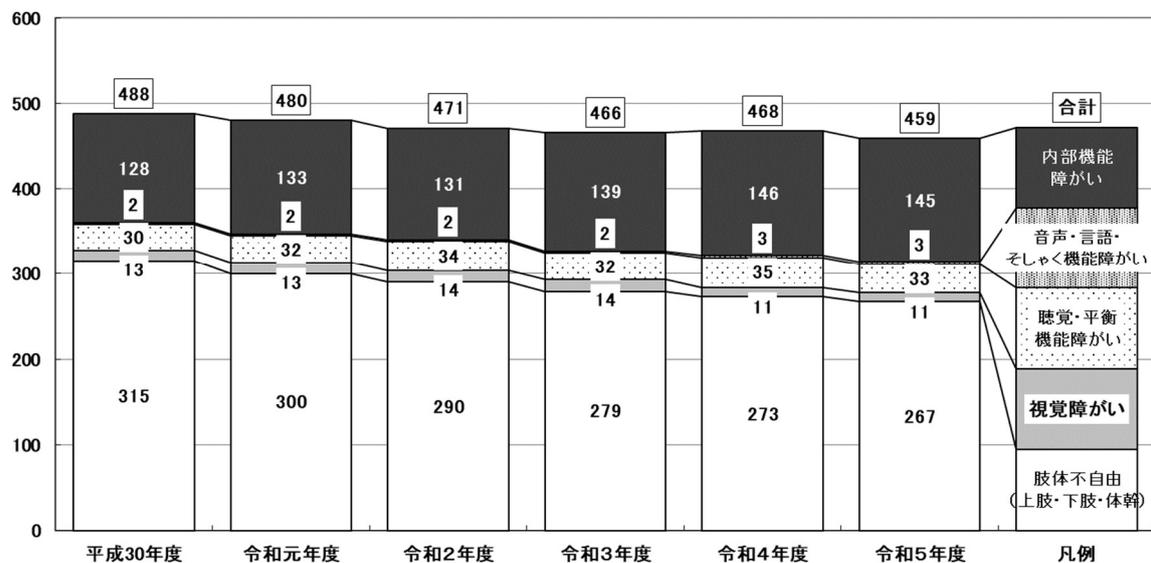
単位:人

主障がい区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	315人	300人	290人	279人	273人	267人
視覚障がい	13人	13人	14人	14人	11人	11人
聴覚・平衡機能障がい	30人	32人	34人	32人	35人	33人
音声・言語・そしゃく機能障がい	2人	2人	2人	2人	3人	3人
内部機能障がい	128人	133人	131人	139人	146人	145人
合計	488人	480人	471人	466人	468人	459人

※主障害について積算

各年3月末現在、令和5年度は12月末現在

(人)



(2)身体障害者手帳年度別所持者数(等級別)

身体障害者手帳の所持者を障がい等級別に増減の幅はありますが、重度の1級では、増加傾向にあり、ほかの等級は人口減少に伴い、減少傾向にあります。

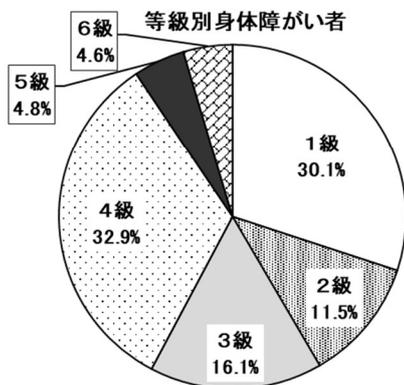
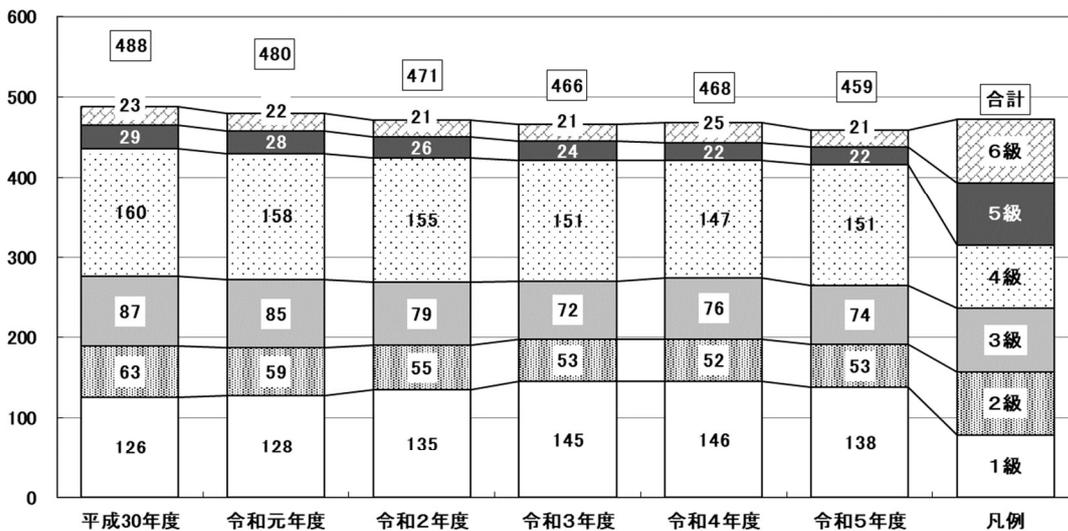
等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位:人

等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	126人	128人	135人	145人	146人	138人
2級	63人	59人	55人	53人	52人	53人
3級	87人	85人	79人	72人	76人	74人
4級	160人	158人	155人	151人	147人	151人
5級	29人	28人	26人	24人	22人	22人
6級	23人	22人	21人	21人	25人	21人
合計	488人	480人	471人	466人	468人	459人

各年3月末現在、令和5年度は12月末現在

(人)



令和5年度

(3)療育手帳年度別所持者数

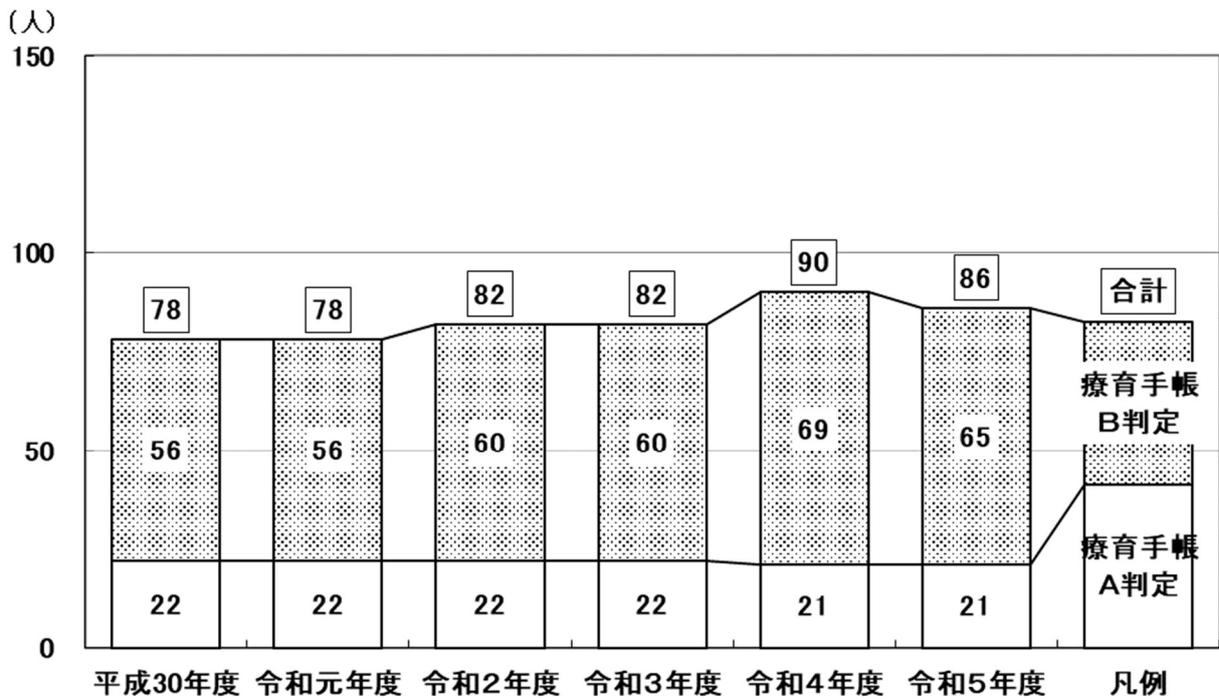
療育手帳所持者数は、令和5年度では86人が所持しており、A判定（最重度・重度）は、ほぼ横ばいですが、B判定（中度・軽度）は、増加傾向にあります。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移

単位:人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A判定(最重度・重度)	22人	22人	22人	22人	21人	21人
B判定(中度・軽度)	56人	56人	60人	60人	69人	65人
合計	78人	78人	82人	82人	90人	86人

各年3月末現在、令和5年度は12月末現在



(4)精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証年度別所持者数

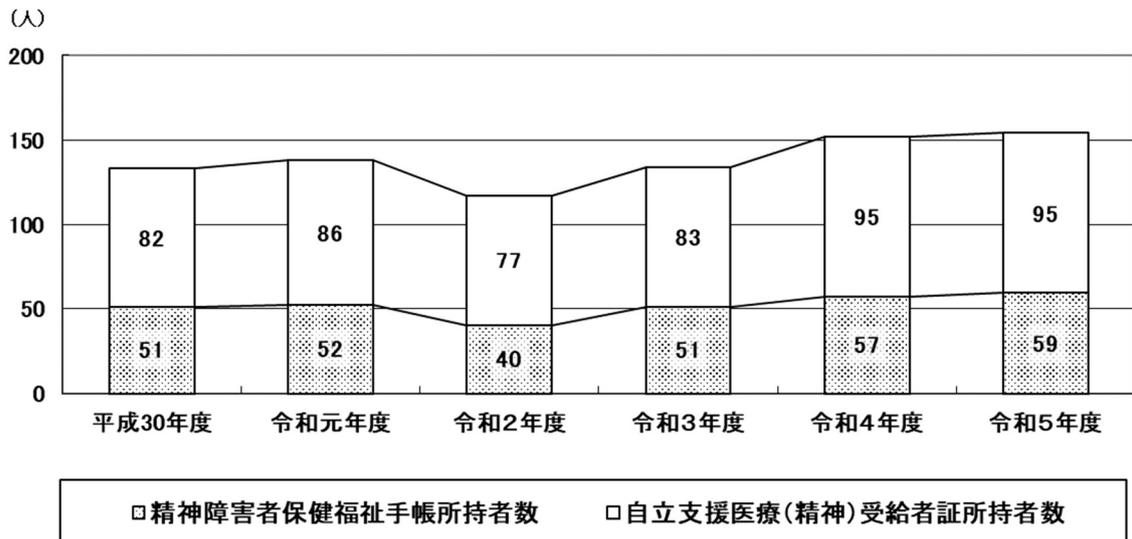
精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神)受給者証所持者は、令和2年度に減少しており、コロナ禍により受診が控えられたと考えられますが、年々、増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神)受給者証所持者数の推移

単位:人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	51人	52人	40人	51人	57人	59人
自立支援医療(精神)受給者証所持者	82人	86人	77人	83人	95人	95人

各年3月末現在、令和5年度は、上段が12月現在、下段が6月現在



(5) 特定医療費(指定難病)受給者証・特定疾患医療受給者証年度別所持者数

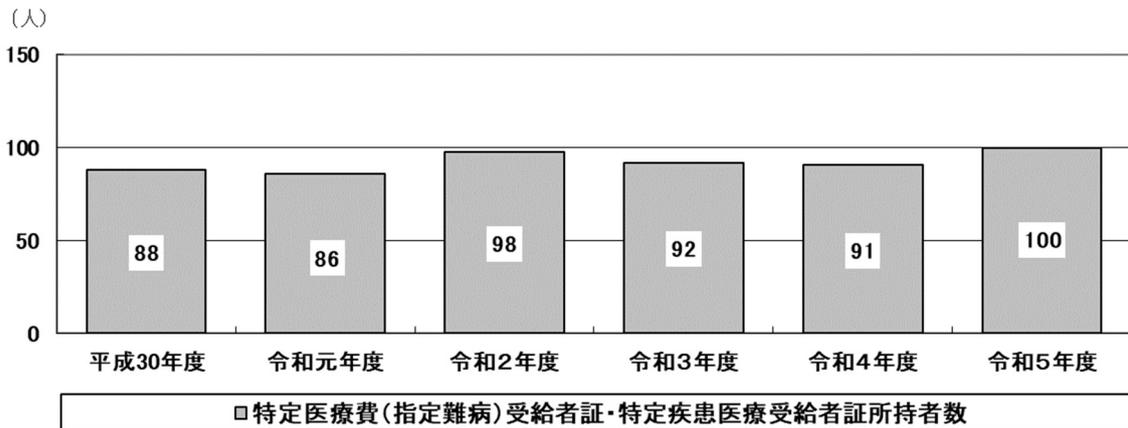
難病患者は、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。受給者証の所持者数は、令和5年度では100人となっています。障害者総合支援法における対象疾病(難病等)は、令和3年11月1日からは、366疾病に拡大されており、微増傾向にあります。令和6年4月1日からは、障害者総合支援法における対象疾病が369疾病に拡大されます。

難病患者の年度別所持者数

単位:人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定医療費(指定難病)受給者証・特定疾患医療受給者証所持者数	88人	86人	98人	92人	91人	100人

各年3月末現在、令和5年度は12月末現在



(6)発達障がい

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達に障がいのある人についても、国や地方公共団体が支援を行う責務が定められました。発達障がいは早期に適切な支援が重要といわれていますが、対象者数を含めその実態を完全に把握することは困難な状況です。

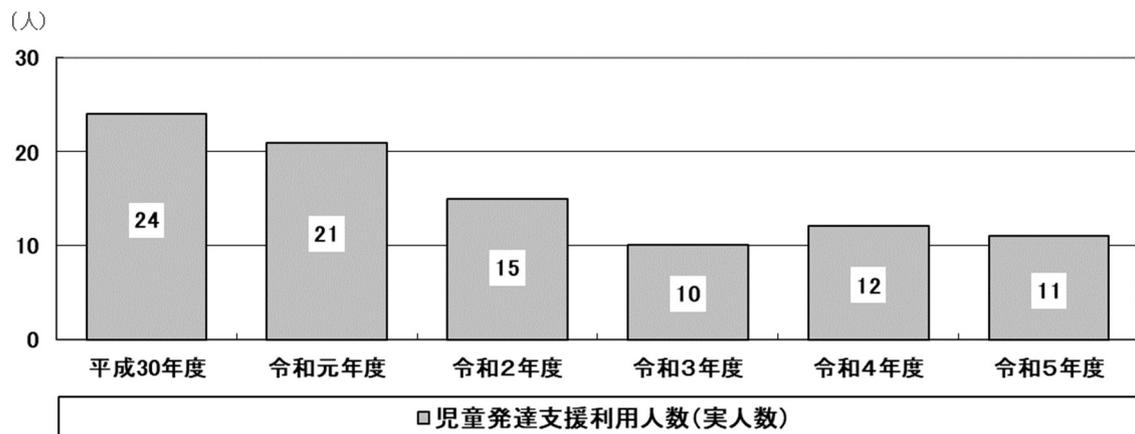
今後も、発達障がいのある人又はその疑いがある人に対して、厚岸町子ども発達支援センターや北海道が設置する発達障害者支援センターを活用し、継続的な相談等の適切な支援を行います。

児童発達支援の利用人数

単位:人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援利用人数(実人数)	24人	21人	15人	10人	12人	11人

各年3月末現在、令和5年度は12月末現在



2 障害支援区分の状況

障害者総合支援法第21条により、介護給付費等の支給を申請された人について、障害福祉サービスの利用に必要な障害支援区分の認定を行うため、「厚岸町障害支援区分等審査会」による審査判定を行っています。令和5年12月末現在は、68人の利用者に区分認定をしています。

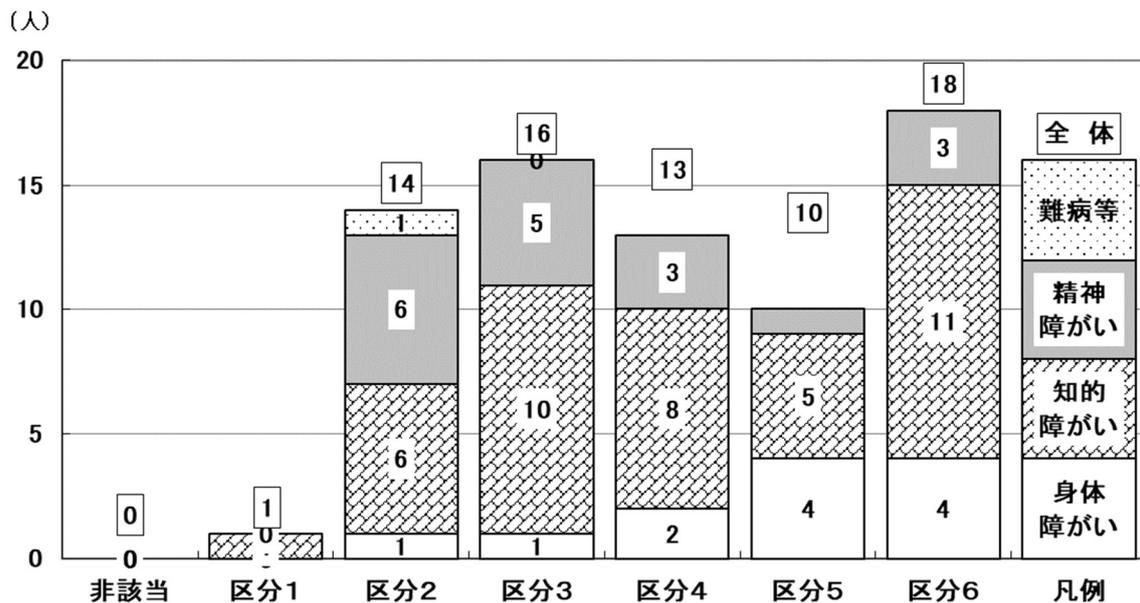
今後も、新規利用者や更新者のほか、状態の変化による区分変更申請についても、相談支援と併せて、円滑な障害支援区分の審査判定を行えるよう努めていきます。

障がい支援区分の状況

単位：人

障がい区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい	0人	0人	1人	1人	2人	4人	4人	12人
知的障がい	0人	1人	6人	10人	8人	5人	11人	41人
精神障がい	0人	0人	6人	5人	3人	1人	3人	18人
難病等	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人
全体	0人	1人	14人	16人	13人	10人	18人	72人

令和5年12月末現在



各年度における障害支援区分認定の審査件数

単位：件

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害支援区分認定の審査件数	12件	31件	18件	12件	39件	22件

各年3月末現在の年度積算件数、令和5年度は12月末現在の積算件数

第3章 障害福祉サービス等の見込み

第1節 第7期障がい福祉計画の成果目標

障がい者の自立を支援・推進する観点と障がい児への支援の強化を進めるため、国の基本指針に沿って、令和8年度における成果目標を設定します。

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針に沿って、施設に入所している障がい者が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができることを目指し、令和8年度における成果目標を設定します。

【第6期計画期間の進捗状況】

国の基本指針に沿った第6期障がい福祉計画の目標達成状況を見ると、福祉施設入所者の「地域生活移行者数」は令和5年度末目標1人に対し、令和4年度末時点での実績は0人となっています。

また、福祉施設入所者の「削減数」は、令和4年度末時点で0人であり、増減なく9人が施設入所しています。利用者は釧路市などの町外にて居住しています。

本町では、施設入所者の地域生活への移行について、各個人の状況や希望を勘案し、家族や施設、相談支援事業所、近隣市町村も含めたサービス提供事業所等の関係機関と連携して情報を共有し、理解と協力を得ながら、相談支援や日中活動の場の充実、啓発・広報活動を行い、地域での障がいに対する理解を深めるなど、安心して生活できる地域づくりに努めています。

■福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	令和4年度末 (実績値)	令和5年度末 (目標値)	備考
施設入所者数	9人	8人	入所者の希望に沿って実施
地域生活移行者数	0人 (0.0%)	1人 (11.1%)	入所者の希望に沿ってグループホームへ移行
施設入所者削減数	0人 (0.0%)	1人 (11.1%)	入所者の希望に沿ってグループホームへ移行と入院中の方など

※地域生活移行者数 国目標値:6%、北海道目標値:5.2%

※施設入所者削減数 国目標値:1.6%、北海道目標値:2.3%

【第7期計画の目標値】

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点から6%以上が地域生活へ移行。
- 令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点から5%以上削減。

■北海道の目標値

- 令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点から2.5%が地域生活へ移行。
- 令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点から3.7%の削減。

【厚岸町の目標値】

本町は、施設入所者の各個人の状況や希望状況を十分に勘案し、国の基本指針に沿って目標値の設定を行います。

地域生活移行者数及び施設入所者の削減見込数については、施設入所者数が少なく、国の基本指針に沿った目標値では1人未満となることから、施設入所者の実情等を勘案し、目標値を0人と設定します。

地域生活への移行は本人の意思・希望を一番に考え、家族や施設、相談支援事業所、近隣市町村も含めたサービス提供事業所等の関係機関と連携して情報を共有することが大切ですが、併せて、個別の相談事例に関して厚岸町障害者自立支援協議会における協議の場を活用し、地域の受入れ体制づくりにつなげていくことができるように引き続き努めていきます。

現在の施設入所者においては、障害の重度化・高齢化が課題となっており、地域生活移行に伴う施設入所者削減は難しい一面がありますが、地域生活への移行を希望することができる住まいとして、グループホーム入居の受入やバリアフリー化の必要性、障がい者が賃貸住宅など生活の場を円滑に確保できるように、引き続き努めていきます。

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数(A)	9人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標値】 令和8年度末の地域生活移行者数(B)	0人	施設入所から共同生活援助(グループホームなど)等へ移行した者の数
	—	移行割合(B/A)
【目標値】 令和8年度末の削減見込(C)	0人	施設入所者の削減見込数
	—	削減割合(C/A)

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針に沿って、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すための目標を設定します。

【第6期計画の進捗状況】

本町では、保健・医療・福祉関係者等からなる厚岸町障害者自立支援協議会を設置していますが、精神障がい者の相談支援に係る個別事例の具体的な課題の検討・協議の実績はありません。北海道が釧路・根室圏域で精神障がい者地域生活支援事業を実施しており、本町も協議会の構成員として、釧路障がい福祉計画等圏域連絡協議会に参画し、共同設置に向けての協議を継続しています。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関わる進捗状況

項目	令和4年度末 (実績値)	令和5年度末 (目標値)	備考
協議の場の設置	設置協議継続	共同設置	釧路圏域(釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町)での設置も検討。 北海道:各障害福祉圏域に設置(21か所)

【第7期計画の目標値】

■国が示す基本的な考え方

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上(都道府県が設定)
- 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を、令和2年度と比べて33,000人の減少を設定。(都道府県が設定)
- 令和8年度末までの精神病床における早期退院率(入院後3か月時点の退院率68.9%以上、入院後6か月時点の退院率84.5%以上、入院後1年時点の退院率91%以上)を設定。(都道府県が設定)

■北海道の目標値

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上
- 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数65歳以上5,304人以下、65歳未満2,514人以下と設定する。
- 令和8年度末までの精神病床における早期退院率(入院後3か月時点の退院率68.9%以上、入院後6か月時点の退院率84.5%以上、入院後1年時点の退院率91%以上)を設定する。
- 令和8年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域/各市町村)の設置継続

【厚岸町の目標】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議を継続し、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、釧路圏域（8市町、釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町）での協議会と連携しながら、医療（精神科医療・一般医療）、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築の推進に努めます。

また、北海道の施策、釧路・根室圏域で精神障がい者地域生活支援事業の実施しています。釧路障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、本町も協議会の構成員として参画し連携しながら、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進に努めます。

指標と目標年度	数値目標	考え方
【令和8年度まで】 協議の場の設置	共同設置	北海道の計画とともに、釧路圏域（釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町）での設置。

（3）障がい者の地域生活の支援

国の基本指針に沿って、障がい者が地域で安心感を持って暮らすことができ、親元からの自立を希望する人を支援するための「地域生活支援拠点」整備を目指し、令和8年度における成果目標を設定します。

「地域生活支援拠点」とは、障がいのある人の高齢化・重度化や、「親亡き後」を見据え、次の機能を強化するため、「グループホームや障がい者支援施設に付加した拠点」、又は「地域における複数の機関が分担してそれらの機能を担う体制」により行うこととされており。

- ①相談（地域移行、親元からの自立等）
- ②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③緊急時の受け入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上等）
- ④専門性（人材確保・育成、連携等）
- ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

【第6期計画の進捗状況】

釧路圏域（8市町、釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町）では、釧路市と標茶町が、単独設置で整備しています。

本町では、地域生活支援拠点を担うコーディネーターの人材確保や地域の体制づくりに課題があり、整備できておりません。

■地域生活支援拠点の整備

項目	令和4年度末 (実績値)	令和5年度末 (目標値)	備考
地域生活支援拠点数	継続協議中	1か所	釧路圏域(釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町)での設置も検討。

【第7期計画の目標値】

■国が示す基本的な考え方

- 地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。)について、令和8年度末までに各市町村、又は、各圏域(複数市町村による共同整備も可能)において整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進める。年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証、検討する。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は各圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

■北海道の目標値

- 令和8年度末までに、地域生活支援拠点等を、すべての市町村に整備する。年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証、検討する。

【厚岸町の目標】

「地域生活支援拠点」は、障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供する仕組みであり、本町においては拠点機能5項目中、相談については、すでに24時間の相談ができる体制を整えています。町内に資源のない「緊急時の受け入れ・対応」については、令和3年4月から釧路圏域(8市町村、釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町)で、体制を整備しました。

今後も引き続き、「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」について、既に整備した地域の事例も参考として、現状や課題を把握し、協議を継続します。

指標と目標年度	数値目標	考え方
【令和8年度まで】 地域生活支援拠点の設置	共同設置	拠点機能5項目中、24時間の相談体制は整備済。緊急時の受け入れ・対応について、釧路圏域で体制整備済。その他の機能については継続協議・検討。

(4)福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針に沿って、福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、令和8年度における成果目標を設定します。

【第6期計画期間の進捗状況】

令和4年度の北海道の民間企業の障がい者雇用率は2.44%で、法定雇用率を達成していますが、法定雇用率を達成した企業の割合は51.3%となっております。民間企業の法定雇用率は、平成30年度に2.0%から2.2%に引き上げとなり、令和3年4月からはさらに0.1ポイント引き上げ2.3%となり、企業等には障がい者の雇用に関して、一定割合の義務雇用制度がとられています。

厚岸町では、就労移行支援事業所が1か所、就労継続支援B型（非雇用型）事業所が3か所あります。就労支援については、本人の障がいの状態、意思・希望を一番に考えて、事業の実施をしています。

■福祉施設から一般就労への移行

項目	令和4年度末 (実績値)	令和5年度末 (目標値)	備考
一般就労移行者数	1人	1人	R04:1人
就労移行支援事業 利用者数	0人	1人	R03:2人 (直近の実績)
就労移行支援事業所の 割合 (就労移行率が5割以上 の事業所の割合)	0%	50%以上 (国基本指針)	第5期で就労移行率3割の目標 値は終了し、第7期で新規の成 果目標を設定。 (国の基本指針)
就労定着支援による職 場定着率の割合 (就労定着率が7割以 上の事業所の割合)	0%	25%以上 (国基本指針)	就労定着率とは、前年度末から 過去6年間に就労定着支援の 利用を終了した者に占める一般 就労への移行先での雇用継続 期間が、前年度において、3年6 か月以上6年6か月未満に該当 した者の割合。 R01:1人 (直近の実績)

※一般就労移行者数 国目標値:1.28倍、北海道目標値:1.28倍

※就労移行支援事業利用者数 国目標値:1.31倍以上増加、北海道目標値:1.31倍増加

【第7期計画の目標値】

■国が示す基本的な考え方

- 就労移行支援事業等の利用を経て、福祉施設から一般就労への移行する者の数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援事業の利用者数について、令和8年度末における福祉施設の利用者を、令和3年度から1.31倍以上とする。
- 就労継続支援A型事業について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。
- 就労継続支援B型事業について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が、5割以上の事業所を、5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合を、全体の2割5分以上とすることを基本とする。
- 都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。

■北海道の目標値

- 就労移行支援事業等の利用を経て、福祉施設から一般就労への移行する者の数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援事業の利用者数について、令和8年度末における福祉施設の利用者を、令和3年度から1.31倍以上とする。
- 就労継続支援A型事業について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上。
- 就労継続支援B型事業について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が、5割以上の事業所を、5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合を、全体の2割5分以上。
- 令和8年度末までに、すべての市町村が優先調達推進法に基づく「調達方針」を策定する。

【厚岸町の目標値】

各個人の障がいの状態や就労希望状況を十分に勘案し、国の基本指針に沿って目標値の設定を行います。

また、障がい者が就労するために必要な調整・支援を行っている専門機関や現在利用している福祉施設との連携を継続するとともに、就労に必要な技術・能力を習得するための支援を行う就労移行支援事業所等も、現況に引き続き活用していきます。役場庁舎内等で実施している町内の障害者就労施設等の生産品販売場所の配慮を継続していきます。

さらに、一般企業等に対しても、障がい者の雇用促進についての情報提供や広報・啓発活動に努めていきます。

障害者優先調達推進法に基づく「調達方針」については、障がい者の方が活躍できる場を提供することや、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進するため、方策を検討しながら、令和8年度末までに策定します。

障がいのある方の就労を促進するため、農福連携及び水福連携など、福祉と地場産業との連携を推進するとともに、地場産業や企業など、地域における新たな就労の場の創出と自立促進、各事業所等に対する支援及び企業等への働きかけが必要と考えています。

項目	基準数値	考え方
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者(A)	0人	令和4年末において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
【基準値】 就労移行支援事業の利用者数(B)	0人	令和4年末時点の就労移行支援事業の利用者数
【基準値】 就労継続支援A型事業の利用者数(C)	3人	令和4年末時点の就労継続支援A型事業の利用者数
【基準値】 就労継続支援B型事業の利用者数(D)	51人	令和4年末時点の就労継続支援B型事業の利用者数

項目	目標数値	考え方
【目標値】 目標年度(令和8年度)の 一般就労移行者数(E)	1人	令和8年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
	1.28以上	(A×1.28)以上
【目標値】 目標年度(令和8年度)の 就労移行支援事業利用者数(F)	1人	令和8年度における就労移行支援事業の利用者数
	1.31以上	(B×1.31)以上
【目標値】 目標年度(令和8年度)の 就労継続支援A型事業の利用者数(G)	4人	令和8年度における就労移行支援A型事業の利用者数
	1.29以上	(C×1.29)以上
【目標値】 目標年度(令和8年度)の 就労継続支援B型事業の利用者数(H)	66人	令和8年度における就労移行支援B型事業の利用者数
	1.28以上	(D×1.28)以上
【目標値】 目標年度(令和8年度)に 一般就労した人の 就労定着支援利用者の割合	50%以上	就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練サービスを経て一般就労をした人で就労定着支援利用者の割合
上記の者の割合(50%以上)となる事業所の割合	50%以上	
【目標値】 就労定着支援事業所の令和4年度以降 毎年度就労移行後の就労定着率(70% 以上)	70%以上	就労定着率とは、前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が、前年度において、3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合
上記の者の割合(70%以上)となる事業所の割合	25%以上	

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児への支援の強化を進めるため、支援の提供体制の整備について、国の基本指針に沿って、令和8年度における成果目標を設定します。

【第6期計画期間の進捗状況】

本町では、心身の発達に遅れや障がいのある児童に対し、通所の場を設けて基本的な生活習慣の確立、知的発達、運動発達及び言語発達等を促進し、その育成を助長するため、児童発達支援事業所が1か所、放課後等デイサービス事業所が2か所あります。

整備目標に掲げる児童福祉施設「児童発達支援センター」は、地域の障がい児や、その家族への相談援助、保育所等訪問支援の実施など、適切な機関等へのワンストップ対応を行うことができる地域の中核的な療育機関として、都道府県知事の指定を受けた施設であり、釧路市及び釧路町に設置されています。

また、保育所等訪問支援については、その必要性に応じて、児童発達支援センターと連携実施が必要な状況となっています。

国が計画期間内に目標としている重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所は釧路管内にはなく、放課後等デイサービス事業所については、釧路管内で釧路市に1か所設置されており、本町においては、単独での設置は難しい状況です。

■障がい児支援の提供体制の整備等

項目	令和4年度末 (実績値)	令和5年度末 (目標値)	備考
児童発達支援センターの設置	圏域に2か所	圏域設置	釧路市と釧路町に各1か所
保育所等訪問支援の体制構築	方策検討	方策検討	町単独での設置は困難。釧路圏域(釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町)での設置も検討。
児童発達支援事業所(重症心身障害児)	圏域に事業所無し	圏域確保	町単独での設置は困難。釧路圏域(釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町)での設置も検討。
放課後等デイサービス事業所(重症心身障害児)	釧路市に事業所1か所	圏域確保	釧路圏域(釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町)での設置も検討。
医療的ケア児支援の協議の場	未設置	圏域設置	厚岸町での設置を検討中。

【第7期計画の目標値】

■国が示す基本的な考え方

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置。(地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備)
- 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、利用できる体制を構築する。
- 令和8年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保。(都道府県が設定)
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保。
- 令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置。(都道府県が設定)
- 令和8年度末までに、各都道府県、各市町村及び各圏域において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
- 令和8年度までに、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置。(都道府県が設定)

■北海道の目標値

- 児童発達支援センターを利用できる体制を市町村又は圏域に1か所以上整備。
- 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を圏域に1か所以上整備。
- 令和8年度末までに、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保をする。(都道府県が設定)
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを利用できる体制を各市町村及び各圏域に1か所以上整備。
- 令和8年度までに、医療的ケア児等支援の関係機関の協議の場を、各市町村及び各圏域に設置とともに、医療的ケア児等コーディネーターを、医療的ケア児が在住する市町村において配置する。

【厚岸町の目標値】

母子保健担当係との連携を図り、障がいの早期発見に努め、適切な療育の確保と、地域支援体制の整備を推進します。

本町では、心身の発達に遅れや障がいのある児童に対し、通所の場を設けて基本的な生活習慣の確立、知的発達、運動発達及び言語発達等を促進し、その育成を助長するため、障害児通所支援（児童発達支援事業所）の事業を実施しています。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、町内又は近隣市町村の事業所と連携し、サービス提供事業所の確保に努めます。

また、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、釧路圏域での確保又は設置に向け関係市町村との連携調整に努め、医療的ケア児支援のための関係機関と協議の場の設置については、設置に向け関係機関との協議を進めます。

指標と目標年度	数値目標	考え方
【令和8年度まで】 児童発達支援センターの設置	圏域設置	町単独での設置は困難。（釧路市と釧路町に各1か所）
【令和8年度まで】 保育所等訪問支援の体制構築	方策検討	引き続き方策を検討する。必要性に応じて圏域の児童発達支援センターの支援を検討。
【令和8年度まで】 児童発達支援事業所 （重症心身障害児）	共同設置	北海道の計画とともに、釧路圏域（釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町）での設置を検討する。
【令和8年度まで】 放課後等デイサービス事業所 （重症心身障害児）	共同設置	北海道の計画とともに、釧路圏域（釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町）での設置を検討する。
【令和8年度まで】 医療的ケア児支援の協議の場	設置済	厚岸町障害者自立支援協議会を協議の場としている。
【令和8年度まで】 医療的ケア児等コーディネーターの配置数	令和8年度 2人	町内に医療的ケア児等が4人在住しているため、医療的ケア児等コーディネーターを2人以上の配置に向けた検討を進める。

(6)相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化をするため、国の基本指針に沿って、令和8年度における目標を設定します。

【第7期計画の目標値】

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

■北海道の目標値

- 地域における総合相談や専門相談の役割を担う基幹相談支援センターについては、すべての市町村に設置。
- 基幹相談支援センターの設置・運営等について、市町村へ支援を行うとともに、地域において障がい者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成する。(都道府県が設定)

【厚岸町の目標】

障がい者・障がい児の相談支援に関しては、保健福祉課内、保健・医療・福祉が連携した、総合的な相談支援体制となっております。

また、精神保健福祉士などの専門職員による総合的・専門的相談支援として、毎月1回の「障がい者専門相談」事業を継続します。基幹相談支援センターの整備に向けては、厚岸町障害者自立支援協議会において協議し、本町の実情に合った整備のあり方について、検討します。

指標と目標年度	目標	考 え 方
【令和8年度まで】 基幹相談支援センターを設置	方策検討	町単独での設置は困難であり、基幹相談支援センターについては、共同設置を検討
総合的・専門的相談支援	継続	月1回の専門相談事業を継続
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	北海道の事業に応じ、北海道と連携して実施	北海道の事業に応じ、北海道と連携した取組の検討
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数		北海道の事業に応じ、北海道と連携した取組の検討
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		北海道の事業に応じ、北海道と連携した取組の検討

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

都道府県及び市町村では、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築に向けての研修や自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営に向けて、審査結果について事業所と共有していきます。

北海道が実施する障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に連動していくため、国の基本指針に沿って、引き続き、令和8年度における目標を設定します。

【第7期計画の目標値】

■国が示す基本的な考え方

○令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

- 1 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数(市町村)
- 2 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数(市町村)
- 3 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数(都道府県、政令市、中核市)

■北海道の目標値

○指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその成果を関係自治体との共有する体制の構築することを基本とする

【厚岸町の目標】

北海道が行う予定の研修への職員参加の促進や事業所等へ情報を提供しながら、障害福祉サービス及び障害児通所支援等のサービスの質の向上に努めます。

また、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、町内の事業所や関係自治体等と共有していきます。

指標と目標年度	目標	考え方
【令和8年度まで】 北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加	北海道の事業に応じて実施	障害福祉サービス等に関する研修への職員参加 町内事業所への情報提供
【令和8年度まで】 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用する	北海道の事業に応じて実施	町内の事業所や関係自治体等と共有

第2節 サービス見込量の考え方

必要な障害福祉サービス等の見込量は、第6期計画を踏襲し、令和8年度を目標年度として設定しています。

このため、第6期計画期間における利用状況等や利用者、保護者のニーズを勘案し、また、修正が必要なサービスについては、見込量の見直しを行っています。

(1) 障害福祉サービス・障害児通所支援

サービスの種類		見込量の考え方
訪問系	居宅介護	令和5年9月現在の利用者数と令和2～令和5年度の利用実績等を踏まえ、見込量の推計を行っています。 重度障害者等包括支援については、現在、町内や釧路圏域で担える事業所はありません。
	重度訪問介護	
	同行援護	
	行動援護	
	重度障害者等包括支援	
日中活動系	生活介護	現在の施設利用者のうち、障害支援区分3以上(入所は区分4以上)、50歳以上の区分2以上(入所は区分3以上)の見込数を基にして、施設利用者のニーズ、グループホームの利用者等のうち、新たに生活介護の対象者と見込まれる者を勘案して算出された利用人員に、利用日数(22日)を乗じたものを見込量としています。
	自立訓練(機能訓練)	町内や釧路圏域で担える事業所はありません。
	自立訓練(生活訓練)	町内や釧路圏域で担える事業所はありません。 現在の障害者支援施設入所者(生活介護の対象見込者以外)のうち、利用者のニーズを勘案して見込んだ数、地域で親等と暮らす自立生活希望者のうち、生活訓練の対象見込者とされる数等勘案して生活訓練の対象見込者とされる数を合計した数に平均的な利用期間を勘案して算出された利用人員に、利用日数を乗じたものを見込量としていますが、令和3～令和5年度までは実績がないため、現在の入所者数を基に、利用人員を見込みます。
	就労選択支援	令和6年度からの新設事業のため、利用の可能性を見込量としています。
	就労移行支援	令和2～令和5年度の利用実績と利用の現状を踏まえ、令和8年度の見込量を令和4年度末の7割以上増加としています。

サービスの種類		見込量の考え方
日中活動系	就労継続支援(A型) (雇成型)	令和2～令和5年度の利用実績と利用の現状を踏まえ、日中活動系サービス全体の見込量から、就労継続支援以外の介護給付等の対象者と見込まれる者の数を除いた数のうち、就労継続支援(A型)の対象として適切と見込まれる数を勘案して算出した利用人員に、利用日数(21日)を乗じたものを見込量とします。
	就労継続支援(B型) (非雇成型)	令和2～令和5年度の利用実績と利用の現状を踏まえ、見込量の修正を行っています。
	就労定着支援	令和8年度の一般就労予定者の利用を見込みます。
	療養介護	現在入所者への継続支援として、見込みます。
	短期入所	現在の短期入所利用者数を基にして、利用状況等を勘案して算出した利用人員に平均利用日数(他の個別給付や地域生活支援事業に移行する宿泊を伴わない短期入所を除いた利用状況を基に設定)を乗じて見込量とします。
居住系	自立生活援助	現在圏域内にも事業所がなく、利用実績もないことから、利用量は見込みません。
	共同生活援助 (グループホーム)	現在の利用者数を基に、利用人員を見込みます。
	施設入所支援	現在の入所者数を基に、利用人員を見込みます。
(相談支援) 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援		平成27年4月より全ての障害福祉サービスの利用にあたって「利用計画(モニタリング含む)」の策定を要することとなり、全てのサービス利用計画作成者数を見込みます。 また、精神障がい者の退院等にあたっての相談等を行う地域移行支援と、居宅で単身生活する障がい者の緊急時の相談等を行う地域定着支援については、見込みません。
障害児通所系	児童発達支援	未就学児童への支援について、令和2～令和5年度の年齢別利用実績を踏まえ、見込量とします。
	医療型児童発達支援	圏域内に事業所がないため、見込みません。
	放課後等デイサービス	就学児童への支援について、令和2～令和5年度の年齢別利用実績を踏まえ、見込量とします。
	保育所等訪問支援	現在は対応可能な事業所がなく、令和8年度の実施に向け検討を継続します。
	居宅訪問型児童発達支援	圏域内に事業所がないため、見込みません。

(2)地域生活支援事業

サービスの種類		見込量の考え方
必須事業	理解促進研修・啓発事業	社会的障壁を除去するため、障がい者等の理解を深めるために研修・啓発を通じて地域住民に働きかける事業実施の有無。
	自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組への支援実施の有無。
	相談支援事業	事業の実施見込み箇所数等。
	成年後見制度利用支援事業	知的障がい者又は精神障がい者で、後見人等の報酬等必要経費の一部について、補助を受けなければ制度の利用が困難な障がい者数を見込みます。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備の実施の有無。
	意思疎通支援事業(手話通話者派遣事業)	聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのために意思疎通を図ることに支障のある障がい者等の利用件数を見込みます。
	日常生活用具給付等事業	現在の利用件数及びニーズ等を勘案して、日常生活用具の種類毎の給付等件数を見込みます。
	移動支援事業	現在の外出支援サービス利用者数に新規サービス利用者分を考慮して見込みます。
	地域活動支援センター事業	地域活動支援センターの基礎的事業の実施見込箇所数、利用見込者数を現在の実利用者数及びニーズ等を勘案して見込みます。
任意事業	訪問入浴サービス	身体障がい者の居宅を訪問し入浴を実施するサービスのニーズを勘案して見込みます。
	日中一時支援事業	現在の利用件数及びニーズ等を勘案して見込みます。
	巡回支援専門員整備事業	発達障がいに関する知識を有する専門員が保護者等に対して、障がいの早期発見・早期対応のための助言を行う事業実施の有無。
	芸術文化活動振興事業(こう福祉21補助)	障がい者の作品展等の発表の場を設け、障がい者の創作意欲を助長する環境整備や必要な支援を行う事業の有無。
	点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がい者に対して、音訳した町の広報誌等を配布する事業の利用者数。

第3節 障害福祉サービス

障害福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備については、「第7期北海道障がい福祉計画」と連携もしながら、支援を実施していきます。

1 障害福祉サービスの計画達成状況

本町における障害福祉サービスの令和3～令和5年度の計画量及び令和3・令和4年度（各年度3月利用分、令和5年度は12月現在）の実績量は次のとおりです。

障害福祉サービスの計画達成状況							
サービス	単位	計画量（見込み）			実績量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護	利用時間	64	64	64	38	70	58
	実人員	8	8	8	7	10	8
重度訪問介護	利用時間	0	0	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0	0	0
同行援護	利用時間	1	1	1	1	2	1
	実人員	1	1	1	1	1	1
行動援護	利用時間	0	0	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用時間	0	0	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0	0	0
生活介護	延人日	377	377	377	354	368	415
	実人員	17	17	17	16	18	20
自立訓練 (機能訓練)	延人日	0	0	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	延人日	42	42	42	0	0	0
	実人員	2	2	2	0	0	0
就労選択支援	延人日	0	0	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	延人日	22	22	22	0	0	0
	実人員	1	1	1	0	0	0
就労継続支援 (A型)	延人日	22	22	22	37	23	64
	実人員	1	1	1	2	1	3
就労継続支援 (B型)	延人日	1,020	1,020	1,020	923	917	952
	実人員	51	51	51	47	48	51
就労定着支援	実人員	0	0	1	0	0	0
療養介護	実人員	1	1	1	0	0	0
短期入所	延人日	40	40	40	27	29	27
	実人員	2	2	2	1	1	1
自立生活援助	実人員	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	実人員	29	30	31	27	30	32
施設入所支援	実人員	9	9	9	9	9	11

2 障害福祉サービスの種類毎の見込量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

障がいのある人の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、重度の知的や精神の障がいのある人などで、常に介護を必要とする人の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護、外出時の支援を総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障がいのある人の外出時の支援や、行動の際の危険を回避するために援護を行います。

④ 行動援護

知的や精神の障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の支援や、行動の際の危険を回避するために援護を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の複数の必要な障害福祉サービスを組み合わせて包括的に行います。

■訪問系サービス

■現状と課題	<p>現在、居宅介護、重度訪問介護及び同行援護のサービス提供事業所は、町内に1か所です。現状では、利用者のニーズに対応したサービスを提供しています。</p> <p>今後の障がいの重度化や介護者の高齢化など、家庭環境や生活環境の変化等、利用者の多様化に合った提供基盤の確保が必要な状況です。</p> <p>また、町内に行動援護及び重度障害者等包括支援を行うサービス提供事業所はない状況となっており、必要に応じて実施の検討をすることが必要です。</p>
■目標と取組	<p>今後、利用が見込まれる各訪問系サービスについて、サービス提供事業所や相談支援事業所と連携を図りながら、ホームヘルパーの確保や養成に努め、より適切なサービスが提供される体制づくりに努めるとともに、サービスの情報提供の周知に努めます。</p> <p>また、介護保険制度の対象となる障がい者については、障害福祉サービスと介護保険サービスの利用調整が円滑かつ適切に行われるよう努めます。</p>

■計画期間の見込量

種 類	単 位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルパー)	利用時間	58	63	63	63
	実人員	8	9	9	9
重度訪問介護	利用時間	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0
同行援護	利用時間	1	2	2	2
	実人員	1	1	1	1
行動援護	利用時間	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用時間	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0

※利用時間 月平均単位、令和5年度は12月の利用実績

(2)日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、主に日中、施設等で入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

■生活介護

■現状と課題	現在、施設等に入所している人が利用者となっています。町内には、生活介護のサービス提供事業所がなく、町外施設入所者が日中サービスを利用しています。
■目標と取組	町外の施設等入所者への利用を継続するとともに、入所申請と調整をしていきます。 町内及び近隣市町村の事業所と連携し、サービス提供事業所の参入の確保に努めます。

■計画期間の見込量

種 類	単 位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	延人日	415	440	440	440
	実人員	20	20	20	20

※令和5年度は12月の利用実績

② 自立訓練

自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

■自立訓練

■現状と課題	<p>主な利用者としては、施設等に通所している人や、長期入院し退院可能な精神障がい者、高等養護学校の卒業生等が利用するサービスです。</p> <p>機能訓練及び生活訓練のサービスについては、釧路管内に提供事業所がないことから、ニーズを探りながら近隣市町村や事業所と連携し、サービス提供事業所の確保に向けた取組が必要となります。</p>
■目標と取組	<p>現在、自立訓練(機能訓練)の利用実績及び利用を予定する人はいないため、今後利用の見込みはありません。自立訓練(生活訓練)は、少数ですが、町外での利用を見込みます。</p> <p>自立訓練を必要とする人が必要量なサービスを受けられるよう、道内市町村の事業所と連携し、サービス提供事業所の確保に努めます。</p> <p>また、相談支援におけるサービスの情報提供に努めます。</p>

■計画期間の見込量

種 類	単 位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)	延人日	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	延人日	0	21	21	21
	実人員	0	1	1	1

※令和5年度は12月の利用実績

③ 就労選択支援

令和6年度から始まる新たなサービスです。障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメント（就労能力や適性を客観的に評価して、本人の強みや課題を明らかにし、就労に当たって必要な支援や配慮をする）手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労の選択を支援するサービスです。

■就労選択支援

<p>■現状と課題</p>	<p>主な利用者としては、高等養護学校在学中の生徒が見込まれ、卒業後の進路等を検討するにあたって、障害福祉サービスにおける就労継続支援の体験実習と合わせて、就労アセスメント手法を活用し、進路の選択に繋げる事業です。</p> <p>現在、町内1か所の事業所が、令和6年度から就労選択支援のサービス提供を予定しています。</p> <p>就労系障害福祉サービスの利用を希望する障がい者の就労能力や適正を客観的に評価し、本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、十分に把握できておらず、適切なサービス等により、一般就労に繋がられていないことが、課題となっています。</p>
<p>■目標と取組</p>	<p>町内及び近隣市町村の事業所と連携し、サービス提供事業所の確保に努めます。</p> <p>また、本人の選択肢の幅を広げ、本人の的確な選択につながるよう、支援の実施前後において、本人に対して、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供に努めます。</p> <p>さらに、一般企業への障がい者雇用啓発について努めます。</p>

■計画期間の見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	延人日	22	22	22
	実人員	1	1	1

④ 就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。

⑤ 就労継続支援(A型)(雇用型)

一般企業への就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。(事業者と雇用契約を結びます。)

⑥ 就労継続支援(B型)(非雇用型)

一般企業への就労や就労継続支援(A型)での支援が困難な人に、生産活動等の機会を提供することで、作業能力や知識の向上のための訓練や支援を行います。(事業者と雇用契約は結びません。)

■就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)

■現状と課題	<p>主な利用者としては、グループホームから通所している人や長期入院し退院可能な精神障がい者、高等養護学校の卒業生、在宅で生活している障がい者等が見込まれます。</p> <p>現在、町内には就労移行支援のサービス提供事業所は1か所ですが、令和5年度でサービス提供を終了する見込みです。就労継続支援(B型)のサービス提供事業所は3か所あり、就労継続支援(B型)のサービスが一番多く利用されています。</p> <p>就労継続支援(A型)については、サービス提供事業所が町内にはなく、町外の事業所まで通わなければならない現状ですが、町内での就労継続支援(A型)の運営の予定はありません。</p>
■目標と取組	<p>今後も引き続き、町内及び近隣市町村の事業所と連携し、サービス提供事業所の確保に努めます。</p> <p>また、高等養護学校等の関係機関との連携や、相談支援におけるサービスの情報提供にも努めます。</p> <p>さらに、一般企業への障がい者の雇用啓発について進めます。</p>

■計画期間の見込量

種類	単位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	延人日	0	0	0	22
	実人員	0	0	0	1
就労継続支援 (A型)	延人日	64	63	63	63
	実人員	3	3	3	3
就労継続支援 (B型)	延人日	952	960	960	960
	実人員	51	48	48	48

※令和5年度は12月の利用実績

⑦ 就労定着支援

一般企業へ就労した人に、就労に伴う生活面など、就労継続に係る課題に対応できるように、必要な連絡調整や支援を一定期間行います。

■就労定着支援

<p>■現状と課題</p>	<p>就労移行支援等の障害福祉サービスを利用し、一般企業に就労する障がい者の生活支援のニーズは、増加すると考えられています。</p> <p>就労の継続を図るための生活支援の内容は障がいによって異なり、知的障がい者には生活習慣の形成・金銭管理、精神障がい者・発達障がい者にはストレスへの対処、身体障がい者には健康管理・服薬管理・サービス等の利用に関する支援が必要といわれています。</p> <p>また、障がい者本人が課題解決の必要があることの理解の困難さなどが、課題となっています。</p>
<p>■目標と取組</p>	<p>国は、就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を70%以上の事業所を、25%以上とすることを目標としています。</p> <p>見込量について、現在就労定着支援を利用する予定の人はいないことや、令和元年度からの実績はないことから、利用見込量は見込みませんが、町においても障がい者の就労定着を支援するため、近隣市町村の事業所と連携し、サービス提供事業所の確保に努めます。</p>

■計画期間の見込量

種類	単位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	実人員	0	0	0	0

※令和5年度は12月の利用実績

⑧ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、指定された医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活のお世話等を行います。

■療養介護

■現状と課題	<p>療養介護は、常時介護と医療的ケアが必要な重度障がいの人が対象であり、令和4年度からは療養介護を利用する対象者はいません。</p> <p>今後も対象者が発生した場合のために、サービスが円滑に利用できるよう体制を整えておく必要があります。</p>
■目標と取組	<p>見込量について、現在療養介護を利用する予定の人はいないことや、令和4年度からの実績はないことから、療養介護の利用は見込みません。</p> <p>新たに対象者が発生した場合には円滑なサービス利用ができるよう、北海道内のサービスの提供が可能な医療機関との連携を図っていきます。</p>

■計画期間の見込量

種 類	単 位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	実人員	0	0	0	0

※令和5年度は12月の利用実績

⑨ 短期入所

普段、在宅で障がい者等を介護している人が、急な病気や旅行等によって介護ができなくなった場合に、施設等で障がい者等を一時的に預かり介護を行います。

■短期入所

<p>■現状と課題</p>	<p>現在、町内にサービス提供事業所が2か所あり、利用者が身近な地域でサービス利用できるよう事業所と連携しサービスの提供を行っています。</p> <p>町内の施設においては、介護保険サービスでの利用者との調整が必要となっています。</p> <p>令和4年度より障がい者及び障がい児を対象としたサービス提供事業所が、町内に新たに1か所設置されました。サービス提供開始以降、利用を予定する障がい児が増加しており、利用者のニーズを勘案すると、町外の事業所を利用しなければならない状況であることから、町内や近隣市町村の事業所と連携し、サービス提供事業所の確保に向けた取組を行っていく必要があります。</p>
<p>■目標と取組</p>	<p>短期入所は、近年、家族のレスパイトを目的とした利用や、施設入所支援の待機時の一時保護の場としての利用がありますが、前計画期間内の見込量に対し、令和5年度から利用に繋がっています。利用を予定する人が増加しているため、過去4年間の一人あたりの利用日数の平均及び実人数に加え、利用予定者の増加傾向から1人多く見込んでいます。</p> <p>町内のサービス提供事業所は2か所ありますが、社会資源が限られていることから、効果的及び効率的に利用するため、利用者やその家族に対して、短期入所の目的や施設の現状を理解してもらえよう周知に努めます。</p> <p>また、虐待などの理由による緊急一時保護の場として確保しておく必要があります。</p>

■計画期間の見込量

種 類	単 位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	延人日	27	56	56	56
	実人員	1	2	2	2

※令和5年度は12月の利用実績

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に、一定期間、巡回訪問などにより、理解力や生活力を補う支援を行います。

■ 自立生活援助

■ 現状と課題	現在、集団生活ではなく賃貸住宅等において一人暮らしを希望する障がい者の中には、知的障がいや精神障がいにより、理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない場合があります。障がい者が望む地域での生活を支えるために、理解力や生活力を補う支援が必要となっています。
■ 目標と取組	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補い、本人の意思を尊重し、地域で継続して生活をしていくための住環境を支援するため、町においても障がい者の障害者支援施設等から一人暮らしまでの地域生活への移行ができるよう、近隣市町村の事業所と連携し、サービス提供事業所の確保に努めます。 これまでの利用はなく、今後利用の見込みはありません。

■ 計画期間の見込量

種 類	単 位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実人員	0	0	0	0

※令和5年度は12月の利用実績。

② 共同生活援助(グループホーム)

数人の知的障がい者や、精神障がい者等が共同で生活するもので、食事の提供、相談その他の日常生活上の支援、又は必要のある人に食事、排泄、入浴の介護等の支援を行います。

③ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事等の介護等を行います。

■共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援

■現状と課題	現在、共同生活援助のサービス提供事業所は、町内に2か所あります。 障がい者が安心して生活できる地域での居住の場として、共同生活援助は大変重要な役割を担うことから、共同生活援助の利用希望者に対応できるよう、町内や近隣市町村の事業所と連携を強化が必要です。
■目標と取組	令和4年度に1か所増え、利用者は増加傾向にあります。今後も地域生活の場としてのニーズが高く、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにも、サービス提供基盤のさらなる確保に努めます。 また、医療的ケア等が必要な人を含む重度障がい者に対応できる施設は必要ですが、町内での予定はありません。

■計画期間の見込量

種 類	単 位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	実人員	32	33	34	35
施設入所支援	実人員	11	11	11	11

※令和5年度は12月の利用実績

(4)相談支援

① 計画相談支援

「指定特定相談支援事業者」が基本相談支援を踏まえて、サービスの利用にあたって、個別給付の利用計画を作成し一定期間のサービスの利用を支援（事業所選択、サービスの組み合わせ、モニタリング等）を行います。

② 地域移行支援

「指定一般相談支援事業者」が施設退所や病院退院ができる精神障がい者について、地域生活の準備のための同行支援や入居支援等を行います。

③ 地域定着支援

地域移行をした精神障がい者等に対して24時間の相談支援体制による対応を行います。

■計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

■現状と課題	現在、町内における「指定特定相談支援事業者」は1か所のみですが、近隣市町村等の事業所の利用により、ほぼ全員が利用しています。精神障がい者等の「指定一般相談支援事業者」についても、近隣市町村等の事業所を利用しているため、町内での確保が課題となっています。
■目標と取組	見込量について、現在地域移行支援や地域定着支援を利用する予定の利用者はいないことや、令和3年度からの実績はないことから、計画の見込量は見込みません。 障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題やサービスの利用に向けて適切な支援をするため、町内外の相談支援事業所と連携し、気軽に相談できるよう相談支援体制の充実・確保に努めます。 また、施設入所者、入院中の精神障がい者の地域移行を促進するため、町、病院、サービス提供事業所等の関係機関と連携強化し、利用促進を図ります。

■計画期間の見込量

種類	単位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援 (児童含む)	実人員	105	106	107	108
地域移行支援	実人員	0	0	0	0
地域定着支援	実人員	0	0	0	0

※令和5年度は12月の利用実績。

第4節 障害児通所支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで効果的な支援を身近な場所で提供できるよう体制を確保することが重要です。「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」との連動や、「厚岸町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ちながら、障がいのある子どもに対する児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を継続していきます。

1 障害児通所支援の計画達成状況

本町における障害児通所支援の令和3～令和5年度の計画量及び令和3・令和4年度（各年度3月利用分、令和5年度は12月現在）の実績量は次のとおりです。

放課後等デイサービスでは、増加傾向にあり、児童発達支援では、減少傾向にあります。

障害児通所支援の計画達成状況							
サービス	単位	計画量（見込み）			実績量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	延人日	55	55	55	73	45	46
	実人員	11	11	11	13	10	8
医療型 児童発達支援	延人日	0	0	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	延人日	320	320	320	287	289	293
	実人員	33	33	33	38	43	41
保育所等訪問支援	延人日	0	0	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	延人日	0	0	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0	0	0

2 障害児通所支援の種類毎の見込量

① 児童発達支援

未就学児童を対象に、障がいや発達に遅れのある児童に、事業所に通っての日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に、医療型児童発達支援センター等で、児童発達支援と治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

就学児童を対象に、障がいや発達に遅れのある児童に、事業所に通っての日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

④ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のため、障がい児本人や訪問先施設のスタッフに専門的な支援を行います。乳児院や児童養護施設も訪問の対象施設になります。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がいなどの重度の障がいで障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■障害児通所支援等

<p>■現状と課題</p>	<p>町内では、児童発達支援のサービス提供事業所1か所、放課後等デイサービスのサービス提供事業所が2か所あり、利用している児童を含め、障がい児の早期療育の場として重要な役割を果たしています。</p> <p>保育所等訪問支援と居宅訪問型児童発達支援については、町内において支援を行う専門員などの確保が難しいため実施に至っておらず、近隣市町村の事業所と連携し、サービス提供事業所の確保が必要です。</p> <p>医療型児童発達支援については、釧路管内にもサービス提供事業所がないため、サービスの提供ができない状況になっています。</p>
<p>■目標と取組</p>	<p>児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による一時的な利用の落ち込みがありました。実績は近年微増傾向にあり、支援が必要な児童は一定数見込まれることから、計画値は実績より実人員及び延人日を多く見込んでいます。</p> <p>乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保するため、「厚岸町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、サービス提供事業所との連携を図るとともに、より適切な支援につなげるため、サービスの情報提供や教育委員会等の教育機関との連携に努めます。</p> <p>また、保育所等訪問支援の実施に向け、近隣市町村の事業所と連携し、サービス提供事業所の確保に努めます。</p>

■計画期間の見込量

種類	単位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	延人日	46	54	54	54
	実人員	8	9	9	9
医療型 児童発達支援	延人日	-	0	0	0
	実人員	-	0	0	0
放課後等 デイサービス	延人日	293	336	336	336
	実人員	41	42	42	42
保育所等訪問支援	延人日	-	0	0	0
	実人員	-	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	延人日	-	0	0	0
	実人員	-	0	0	0

※令和5年度は12月の利用実績

第5節 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定により、平成18年10月から市町村が実施主体と位置づけられている事業です。障がい者が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、市町村の実情に応じて必要な事業を実施します。

町では、必須事業である「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「意思疎通支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」のほかに、市町村が選択して実施することのできる事業として、「巡回支援専門員整備事業」、「芸術文化活動振興事業」、「点字・声の広報等発行」、「訪問入浴サービス」、「日中一時支援事業」の14事業を実施しています。

1 地域生活支援事業の計画達成状況

本町における地域生活支援事業の令和3～令和5年度の計画量及び令和3・令和4年度（各年度3月利用分、令和5年度は12月現在）の実績量は次のとおりです。

サービス	単位	実績量（各年度3月末、令和5年度12月末時点）					
		H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無
市町村相談支援機能強化支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
地域自立支援協議会	箇所数	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実人員	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	1	1	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	設置見込み者数	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件数	0	0	0	1	6	2
自立生活支援用具	件数	1	1	0	2	3	3
在宅療養等支援用具	件数	1	1	1	2	1	1
情報・意思疎通支援用具	件数	1	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具	件数	283	271	274	236	265	255
住宅改修費	件数	0	1	1	0	1	1
移動支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実人員	4	4	4	4	4	4
	利用時間	130	140	135	131	98	63
地域活動支援センター事業							
基礎的事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実人員	7	7	5	3	3	2
機能強化事業	箇所数	0	0	0	0	0	0
訪問入浴サービス	箇所数	0	2	2	2	1	1
	実人員	0	0	1	1	2	1
日中一時支援事業	箇所数	0	1	1	1	1	1
	実人員	0	1	0	3	7	10
巡回支援専門員整備事業		有	有	有	有	有	有
芸術文化活動振興事業 (こう福祉21補助)	事業数	1	1	0	0	0	1
点字・声の広報等発行	実人員	4	4	4	4	4	3

2 地域生活支援事業の種類毎の見込量

地域生活支援事業は、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものです。

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、ヘルプマークやヘルプカードなどの障がいに関するマークを紹介するなど、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

② 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民が行う自発的な取組を支援します。

■理解促進研修・啓発事業

■現状と課題	ヘルプマークについては、外見では障がいがあることが分かりにくい人が、周囲へ支援を必要としていることを知らせることで、支援を受けやすくなるようにと平成24年に東京都から始まり、平成29年10月、北海道でもヘルプマークを導入し、道内各市町村にヘルプマークを配布しました。ヘルプマークの必要な方へ配布を続けています。
■目標と取組	ヘルプマークに関するポスターを町内の店舗や公共施設に掲示しマークの普及に努めます。 また、ヘルプカードの普及にも努めます。 補助犬同伴可ステッカー配布等については、令和4年度から町ホームページや広報等にて周知しているため、地域への理解や協力を促進する活動を継続していきます。

■計画期間の見込量

種 類	単 位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

※令和5年度は12月の実績

●ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、援助を得やすくなるように作成したマークです。

●ヘルプカードとは

障がいがある人などの中には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。「ヘルプカード」は、そういった障がいのある方などが困ったときや災害時などで助けを求めるためのものです。

●補助犬同伴可ステッカー(ほじょ犬マーク)とは

施設や店舗入口に表示することで、補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)に対する理解を深め、補助犬使用者の方々が遠慮なく利用できるよう啓発するステッカーです。



●広報あつけしでの広報・周知例

福祉

ヘルプマーク・ヘルプカードを
交付しています

問い合わせ
障がい福祉係
53-3333

町では、義足や人工関節を使用している人、内部障がいの人、発達障

がいを持っている人などを対象にヘルプマークやヘルプカードを交付しています。

ヘルプマークは、外見だけでは障がい分かりにくい人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくすることを目的としています。

ヘルプカードは、支援してほしいことについて記載し、周りの援助が必要なときにカードを提示し、援助を求めやすくすることを目的としています。

ヘルプマークを身につけた人を見かけた場合は、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのあ

る行動をお願いします。

●交付場所／障がい福祉係



補助犬の受け入れに ご理解とご協力を

問い合わせ
障がい福祉係
53-3333

町では、補助犬の受け入れ体制をわかりやすくお知らせするために、施設の出入口に掲示する『ウエルカム！ほじょ犬ステッカー』や、ガイドブックを配布しています。

補助犬とは、視覚に障がいのある人の移動を介助する『盲導犬』、聴覚に障がいのある人に必要な生活音を知らせる『聴導犬』、生活動作に障がいのある人を介助する『介助犬』のこ

とを指し、『身体障害者補助犬法』に基づいて訓練を受けて、障がいのある人とともに社会参加することが認められています。

補助犬の同伴は、人が立ち入ることができるとさまざまな場所（商業施設、飲食店、病院など）で受け入れるように配慮することが義務付けられており、補助犬の同伴によりサービスの提供を拒むことは障害者差別にあたります。

なお、補助犬を同伴していても利用者への援助が必要な場面もありますので、困っている人を見かけたら、積極的に声掛けをお願いします。

● 交付場所／障がい福祉係（保健福祉総合センター）



③ 相談支援事業

相談支援事業は、障がい者やその支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した生活を営むことができるようにすることを目的に実施します。

また、相談支援事業を効果的に実施するためには、地域全体において障がい者を支えるネットワークの構築が求められることから、「厚岸町障害者自立支援協議会」を活用し、中立・公平な相談支援事業を行うほか、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関や企業等との連携強化に取り組みます。

■相談支援事業

■現状と課題	<p>平成18年10月から指定相談支援事業所である地域生活支援センター・ハート釧路に事業委託し、毎月1回、保健福祉総合センターあみか21において精神保健福祉士等の専門職員による障がい者専門相談窓口を開設しているほか、必要に応じて自宅訪問を実施して、各種相談にも対応しています。</p> <p>相談実績は年々増加しており、今後もより適切な相談支援に努めていく必要があります。</p> <p>また、平成20年2月に厚岸町障害者自立支援協議会を立ち上げましたが、個別や課題の検討に至っていません。</p> <p>このため、協議会内の専門部門を設けるなど、関係機関と連携した取り組みを進めていく必要があります。</p>
■目標と取組	<p>今後もより適切な相談対応ができるよう、北海道が行う予定の研修への職員参加の促進や事業所等への情報提供、関係機関との連絡調整等により、相談支援体制の強化に努めます。</p> <p>また、厚岸町障害者自立支援協議会を効果的に運用し、地域のネットワークづくりに努めます。</p>

■計画期間の見込量

種 類	単 位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無
市町村相談支援機能強化支援事業	箇所数	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無
地域自立支援協議会	箇所数	1	1	1	1

※令和5年度は12月の実績

④ 成年後見制度利用支援事業

知的障がいその他の精神上的の障がいがある人の成年後見制度の申立てにおいて、親族の支援が望めない場合に町長申立てや、町長申立てに係る費用、後見人の報酬を助成します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度を利用しやすく、身近な制度として活用するための「成年後見実施機関（あんしんサポートセンターあっけし）」を、平成28年11月に厚岸町社会福祉協議会に委託して運営しています。

■計画期間の見込量

種 類	単 位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	実人員	1	1	1	1
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	有	有	有	有

※令和5年度は12月の実績

●成年後見制度の種類

類 型	任意後見制度 (判断能力のある人)	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)		
		後見制度	保佐制度	補助制度
名 称	任意後見制度	後見制度	保佐制度	補助制度
対象者	判断能力のある人	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人
支援する人	判断能力があるうちに自分で任意後見受任者を決めておく。 判断能力が衰えたときには、申立てにより任意後見受任者が任意後見人となる。	本人又は親族や町長の申立てにより裁判所が選任した成年後見人	本人又は親族や町長の申立てにより、裁判所が選任した保佐人	本人又は親族や町長の申立てにより、裁判所が選任した補助人
		配偶者や親族、市民後見人、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会などの法人から、家庭裁判所が本人にとって適切と思われる人や法人から選任する。		

⑥ 意思疎通支援事業(手話通訳者派遣事業)

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、障がい者とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。

■意思疎通支援事業(手話通訳者派遣事業)

<p>■現状と課題</p>	<p>現在、本町には聴覚障がい等による身体障害者手帳交付者は33人いますが、町内には派遣可能な手話通訳者がいないことから、社団法人北海道ろうあ連盟に委託し、必要なときに手話通訳者を派遣することができる体制を確保しています。</p> <p>実績については、令和元年度の障害者(児)ふれあいフェスティバル「こう福祉21」において、聴覚障がい団体の来場に伴い、手話通訳者を派遣しました(コミュニケーション支援事業)。</p> <p>令和2年度から令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から参加者や関係者の健全と安全を考慮し、障害者(児)ふれあいフェスティバル「こう福祉21」の開催は中止となったため、手話通訳者を派遣する実績はありません。</p> <p>令和5年度については、新型コロナウイルス感染症に対する規制が、全国的に緩和が進んでいることから、例年より規模を縮小させての開催を行ったため、手話通訳者の派遣はしませんでした。</p> <p>また、派遣については、町民だけでなく、町外からの来町者が町内で利用することも可能であり、今後とも、当事業と手話通訳についての周知を図っていく必要があります。</p>
<p>■目標と取組</p>	<p>手話を一つの言語ととらえ、日常生活を送る上で意思疎通の円滑化が図れるよう事業の利用促進と手話通訳への理解を深めるために、広報等によるPR活動を継続していきます。</p>

■計画期間の見込量

種類	単位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣事業)	件数	0	1	1	1

※令和5年度は12月の実績

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的に実施します。

■日常生活用具給付等事業

■現状と課題	日常生活用具の給付件数は近年横ばいで推移しています。また、用具に関する情報の周知を図るとともに、障がいの特性に合った適切な支給に努める必要があります。
■目標と取組	<p>令和5年度から申請対象に難病患者を追加したことや、盲人用血圧計や非常用電源装置など計5種目の対象種目を追加したことにより、令和5年度からは追加種目の給付実績がありました。実績の件数はほぼ横ばいのため、計画の見込量は排泄管理支援用具のみ増加と見込み、他の用具はほぼ横ばいと見込んでいます。</p> <p>利用者のニーズや日常生活用具業者等の意見を踏まえ、障がいの種別と程度に応じて適切な日常生活用具を給付できるよう、給付に努めます。</p> <p>また、制度のさらなる周知を行い、用具を必要とする障がい者等に対して、生活向上となるよう、利用促進を図ります。</p>

■計画期間の見込量

種 類	単 位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件数	2	1	1	1
自立生活支援用具	件数	3	2	2	2
在宅療養等支援用具	件数	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件数	1	1	1	1
排泄管理支援用具	件数	255	268	268	268
住宅改修費	件数	1	1	1	1

※令和5年度は12月の実績

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な身体障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に実施します。

■移動支援事業

■現状と課題	現在、移動支援事業は、外出支援サービスとして、医療機関への通院等の際の支援を実施しています。 また、社会生活上の必要な外出に対する支援を行うために、現状のサービスは継続しつつ、障がい者本人の状況に応じた新たな移動支援事業の実施についても検討していく必要があります。
■目標と取組	障がい者の社会参加を促す支援を行うために、社会生活上の必要な外出への移動支援について、実施に向けた検討を進めます。

■計画期間の見込量

種 類	単 位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用人数	4	4	4	4
	延べ 利用時間	63	133	133	133

※令和5年度は12月の実績

⑨ 地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化し、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。

■地域活動支援センター事業

■現状と課題	町内には地域活動支援センターが1か所あり、令和5年度においては、2人が利用しています。現在は基礎的事業のみの実施であり、機能強化事業の該当にはならないことから、機能強化事業の該当となるⅢ型以上のセンターを設置し、利用者のニーズに合わせた事業の展開について検討していく必要があります。
■目標と取組	<p>利用人数の実績は減少傾向にあり、一定数見込まれることから、計画値は実績より一人多く見込み、段階的に増加傾向になることを見込んでいます。</p> <p>また、慢性的な人員不足の状態にあることから、人員不足の改善支援体制の強化に努めます。</p> <p>さらに、地域活動支援センターや各関係機関と連携し、多様化する利用者のニーズに対応できる事業の実施に努めます。</p>

■地域活動支援センター事業計画期間の見込量

種 類	単 位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター 事業(基礎的事業)	箇所数	1	1	1	1
	利用人数	2	3	4	5
地域活動支援センター 事業(機能強化事業)	箇所数	0	0	0	0

※令和5年度は12月の実績

⑩ 訪問入浴サービス

身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

■訪問入浴サービス

■現状と課題	<p>障がい児の利用希望が見込まれ、障がい児を含めたサービス提供の実施に向けた検討を進め、令和元年度からサービスを開始しました。</p> <p>令和3年度までは、障がい児での利用がありましたが、現在は、障がい者での利用があります。</p> <p>また、令和4年度からサービス提供箇所が1箇所減っています。そのため、既利用者の利用増や、新規利用希望に対応できていない状況があります。</p>
■目標と取組	<p>サービスの提供が可能な町内外の提供事業所と連携し、事業を継続します。</p>

■計画期間の見込量

種 類	単 位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	箇所数	1	2	2	2
	実人員	1	1	1	1
	利用回数 /月	7	8	8	8

※令和5年度は12月の実績（障がい児の利用を含まない。）

⑪ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。

■日中一時支援

■現状と課題	令和元年度から事業を開始し、現在の実績としては、10人の利用があります。利用要望が潜在していることも考えられるため、今後もニーズに対応しながら実施を進める必要があります。
■目標と取組	<p>令和3年度から実績は増加傾向にあり、利用人数は一定数以上見込まれることから、計画値は実績より多く見込み、段階的に増加傾向になることを見込んでいます</p> <p>今後も利用者のニーズを把握し、サービス提供事業所等とも連携を図り、地域の実情に応じた適切なサービスの提供に努めます。</p> <p>また、利用者の利用希望に対応できるよう、サービス提供事業所と連携し、実施を継続していきます。</p>

■計画期間の見込量

種 類	単 位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	箇所数	1	1	1	1
	実人員	10	11	12	13

※令和5年度は12月の実績

⑫ 巡回支援専門員整備事業

心身の発達に遅れや障がいのある児童やその保護者に対し、専門員の巡回による相談支援を実施し、障がいが“気になる”段階から支援を行います。

⑬ 芸術文化活動振興事業

障がい者の芸術・文化活動を振興するため、障がい者の作品展等の発表の場を設けるとともに、障がい者の創作意欲を助長するための環境整備や必要な支援を行います。

今後も、厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」において、作品・活動の発表の場を設けていきます。

⑭ 点字・声の広報等発行

文字による情報入手が困難な視覚障がい者に対して、音訳した町の広報誌と議会だよりを定期的に提供することにより、視覚障がい者の情報支援を行います。

今後も当事業の周知を行い、利用者の拡大に努めます。

■計画期間の見込量

種類	単位	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回支援専門員整備事業	事業の有無	有	有	有	有
芸術文化活動振興事業(こう福祉21補助)	事業数	1	1	1	1
点字・声の広報等発行	実人員	3	3	3	3

※令和5年度は12月の実績

第4章 厚岸町の障がい者・障がい児単独施策

① 生活サポート事業

障害支援区分が非該当となり介護給付費の支給対象とならなかった人に対して、必要に応じてホームヘルパーを派遣し、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者の地域での自立の推進を図ることを目的に実施します。

② デイサービス事業

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人で、障がいの種類及び程度、日常生活動作の状況を勘案して、自立の促進を必要とする人に、厚岸町在宅老人デイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供、創作活動その他のサービスを提供することにより、障がい者の地域での自立の推進を図ることを目的に実施します。

③ 自動車改造費助成事業

重度の身体障がい者が所有し、自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部（上限額10万円）を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ることを目的に実施します。

④ 重度心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1級、2級、3級（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障がいに限る）、療育手帳「A」、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた重度心身障がい者に対し、医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的に実施します。

⑤ 精神障害者医療費助成

精神疾患を持ち、その精神疾患のために入院治療を受けたときに、医療費の自己負担限度額範囲内の3割を助成することで、疾病の早期治療を促進するとともに、精神障がい者の健康保持と早期社会復帰に寄与することを目的に実施します。

⑥ じん臓機能障害者通院交通費助成

じん臓機能障がいによる身体障害者手帳の交付を受けた人が、北海道内の医療機関で人工透析療法（血液透析・腹膜透析）を受けた場合に、通院距離、回数に応じて交通費の一部を助成することで、じん臓の機能に障がいを有する者の世帯の経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることを目的に実施します。

⑦ 難病患者等援護旅費助成

指定難病及び特定疾患の治療のために町外の医療機関に通院しなければならない人が、町外の医療機関で治療を受けた場合に、通院手段、回数に応じて交通費や宿泊費の一部を助成し、難病患者等の世帯の経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることを目的に実施します。

⑧ 福祉交通回数券助成事業

身体障害者手帳1級、2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人に、その重度心身障がいのために日常の外出に際し、タクシー等の公共交通機関を利用が必要な者を対象に、公共交通機関を利用する際の乗車券7,000円分（満70歳以上の方は、さらに7,000円）を交付する事業です。その運賃の一部を助成し、重度心身障がい者等の福祉向上に寄与することを目的に実施します。

⑨ 障害児援護旅費助成

障がい児及びその保護者に対し施設の入退所、訪問等に要する旅費の一部を助成することにより、障がい児の世帯の経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることを目的に実施します。

⑩ 障害児通所交通費助成

障がい児が施設に通所する場合付添いが必要であり、通常の場合に比べ、二重の経済的負担を要することから、通所に要する交通費の一部を助成することにより、障がい児の世帯の経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることを目的に実施します。

⑪ 精神障害者通所交通費助成

在宅の精神障がい者が厚岸町内を除く釧路管内の社会復帰訓練等を行う施設等に通所するために要する交通費の一部を助成することにより、精神障がい者の世帯の経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることを目的に実施します。

⑫ 福祉機器貸与

身体障害者手帳の交付を受けたおおむね65歳以上の人に、身体状況に応じ、特殊寝台、特殊浴槽、車椅子、歩行器を貸与することにより、居宅における日常生活の便宜を図り、福祉の向上に資することを目的に実施します。

⑬ 福祉電話貸与事業

身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた人で、外出が困難な人や難聴の人がいる世帯が電話を保有していない場合に、福祉電話を貸与し、電話料金のうち基本料金を助成することで、その活用により、福祉の増進に資することを目的に実施します。

⑭ 緊急通報システム事業

身体障害者手帳の交付を受けた一人暮らしの人等に、急病又は災害等による緊急時の連絡体制及び援助体制を確立することを目的に実施します。

⑮ 除雪サービス事業

身体障害者手帳の交付を受けた一人暮らしの人等に、玄関から道路までの除雪サービスを提供します。

⑯ 寝具洗濯乾燥消毒サービス

身体障害者手帳の交付を受けた一人暮らしの人で、寝具の衛生管理が困難な人に、寝具の衛生管理のための水洗い及び寝具の消毒乾燥のサービスを提供します。

⑰ 障害児通所支援利用者負担軽減措置

心身の発達に遅れや障がいのある児童について、障害児通所支援の利用に係る費用の軽減措置を実施することにより障害児通所支援の利用を促進し、もって町民の福祉の向上を図ることを目的に実施します。

⑱ 訪問入浴サービス(障がい児)

自宅において常に臥床し、入浴可能な健康状態にありながら同居する家族による通常の介護では入浴が困難な身体に障害がある児童で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害支援区分が区分6に相当するものに対し、看護師又は准看護師若しくは介護職員が、障がい児の居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴の介護を行います。(身体障害者に対する訪問入浴サービスについては、第3章第5節の地域生活支援事業で実施しています。)

⑲ 障害福祉制度の申請に係る診断書等取得費用助成

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）、補装具費、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の申請の際に、診断書等を必要とする者の経済的負担を軽減するため、障害福祉制度の申請に係る診断書等取得費用を助成します。

⑳ 重度身体障害者自助具給付事業

身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けた長期臥床生活を余儀なくされている重度身体障がい者に対し、日常生活動作を補う自助具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって福祉の増進に資することを目的に実施します。

㉑ 軽度・中等度難聴児及び難聴者補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者及び難聴者に対し、補聴器の購入等に要する費用の全部又は一部を助成することにより、難聴児の言語の習得や教育等における健全な育成を支援及び難聴者の介護、認知症、引きこもり等の予防並びに自立支援や社会交流の促進を図り、もって福祉の増進を図ることを目的に実施します。

㉒ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「差別解消法」)に関する取組

差別解消法は、地方公共団体や民間事業者等に、障がい者に対する不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障がい者への合理的配慮の提供を義務付けています。

●障がいのある人への職員対応マニュアルの活用

町の窓口業務において、職員が障がい者に適切な対応をするために作成した職員対応マニュアルを活用し、障がい者差別の解消の取組を進めます。

●事業者の思いやりを支援するバリアフリー助成金交付

民間事業者の差別解消法に基づく取組を促進するため、障がい者の利用が見込まれる町内の飲食店等において、障がい者が利用する際の障壁に対する配慮のため、助聴器などの購入や手すり取付けなどの改修工事費の経費の 2 分の 1 を助成します。

⑳ 厚岸町立学校医療的ケア支援事業(教育委員会)

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒について、看護師を配置し、学校内で医療的ケアを行うことにより、当該児童生徒の教育を受ける機会の確保及び自立促進を目的として実施します。

第5章 計画の推進体制

1 総合的な取組の実施

この計画を着実に進めていくために、本町の関係部署をはじめ各関係機関等とともに、計画の進捗状況や推進方策等を確認しながら、総合的な取組に努めていきます。

2 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障がい者の地域生活への移行や就労支援等を推進していくためには、町だけではなく、町民、各種関係機関・団体、事業者、民間企業等の協力と参加により、地域で一体となって取り組んでいけるよう、町民や各事業者等への情報提供や啓発を行い、計画の推進を図ります。

また、北海道や圏域市町村とも連携しながら、計画の推進を図っていきます。

3 国・北海道との連携

計画の推進にあたって、今後、制度の見直し等も重要であるため、国・北海道と連携しながら制度の見直し等の変化を踏まえて施策を展開していくとともに、必要に応じて国・北海道に対して要望を上げていきます。

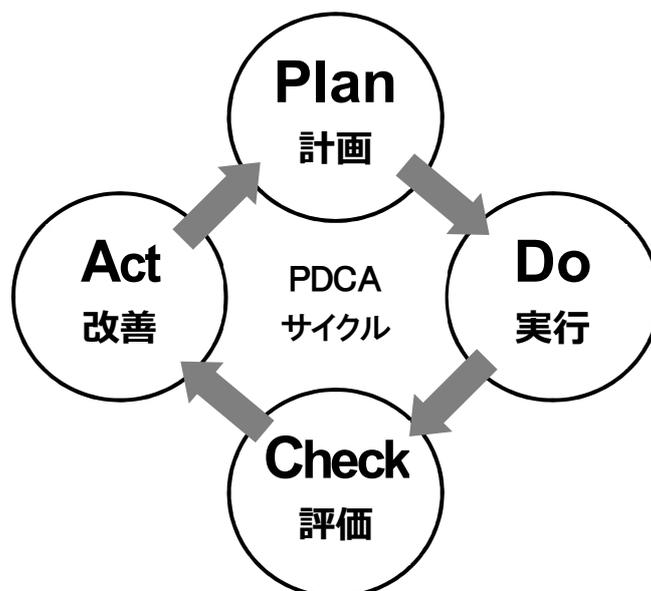
また、障害福祉サービスに関わる人材の確保、養成等についても北海道と連携しながら推進していきます。

さらに、多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上については、サービスの利用相談や相談支援専門員、サービス管理責任者など専門性をもった人材の養成は、北海道で計画されている施策と連動して、サービスの提供に直接必要な人材の確保・養成に努めます。

適切で良質なサービス提供に努められるよう、北海道での研修への職員参加の促進や事業所等へ情報を提供しながら、障害福祉サービス等及び通所支援等のサービスの質の向上に努めます。

4 PDCAによる計画の評価体制

この計画の実施にあたっては、厚岸町障害者自立支援協議会を活用し、サービスの見込量が適切であるか、障がい者の地域生活への移行が進んでいるか等の達成状況について点検、評価を行い、その結果を踏まえて推進方策を検討し、計画の方向性を見直します。



資料編

資料1 厚岸町障がい福祉計画の変遷

第1期計画（平成18年度～平成20年度）

- 平成19年度3月の障害者自立支援法の施行を受け、「第4期厚岸町総合計画」及び国及び北海道の定めた基本的な指針に基づき、「厚岸町障がい者基本計画」との整合性を保ちながら策定した。
- 障害者自立支援法の基本的な視点に基づいて、必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ることを目的に必要なサービス量を見込み、平成20年度に向けて目標値を設定し、必要なサービスが必要とする全ての障がい者に提供される体制づくりに努めた。

第2期計画（平成21年度～平成23年度）

- 第1期計画の進捗状況等の分析、評価を行い、引き続き取り組むべき課題や新たな課題について整理。
- より適切なサービス提供体制の確保に向けた取組を進めるため、「第5期厚岸町総合計画」及び「厚岸町障がい者基本計画」との整合性を保ちながら、平成23年度の目標値を定めた。

第3期計画（平成24年度～平成26年度）

- 精神障がい者に対する支援施策の拡充のほか、発達障がいや高次脳機能障がいへの支援策の確立など、新たな動きや課題に合わせた障害福祉サービスの必要量の確保提供に対応できるよう取り組んだ。
- 障がいのある子どもを対象としてサービスについて根拠規定が「児童福祉法」に一本化され通所サービス実施主体が市町村に変更された。
- 法の名称が「障害者総合支援法」に改められ、難病患者が法の対象となり、グループホームとケアホームを一元化するなどの改正が行われた。
- 障がいのある人への差別的取扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務付ける「障害者差別解消法」が成立した。

第4期計画（平成27年度～平成29年度）

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を円滑に実施するため、サービスの見込量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進・地域における居住の場確保、相談支援体制及び情報提供の充実等の体制づくりに向けて策定した。

第5期計画（平成30年度～令和2年度）

- ・児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられた「市町村障害児福祉計画」と、障害者総合支援方法に基づく「市町村障害福祉計画」を一体的に作成し、国の基本指針に沿って、障がい者の自立を支援・推進する観点と障がい児への支援の強化を進めるため、成果目標を設定した。

また、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を円滑に実施するため、サービスの見込量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進・地域における居住の場確保、相談支援体制及び情報提供の充実等の体制づくりに向けて策定した。

第6期計画（令和3年度～令和5年度）

- ・障がい者の自立を支援・推進する観点と障がい児への支援の強化を進めるため、国の基本指針に沿って、令和5年度における成果目標を設定した。

また、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を円滑に実施するため、サービスの見込量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進・地域における居住の場確保、相談支援体制の充実と強化、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置に向けて策定した。

資料2 厚岸町障害者自立支援協議会設置要綱及び委員名簿

厚岸町障害者自立支援協議会設置要綱

平成20年2月15日

訓令第5号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する事業をはじめとする地域の障害福祉のシステムづくりに関し、必要な協議を行うため、法第89条の3第1項の規定に基づき厚岸町障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 法第88条第1項に基づき厚岸町が定める市町村障害福祉計画の策定に当たって意見を述べること。
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づき厚岸町が定める市町村障害児福祉計画の策定に当たって意見を述べること。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第213条の10に基づく評価、要望及び助言を行うこと。
- (8) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、構成員16名以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 指定相談支援事業者
- (2) 指定障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療・福祉関係機関
- (4) 関係行政機関
- (5) 教育関係機関
- (6) 商工業・産業関係団体
- (7) その他町長が必要と認めた関係者

2 協議会に、次の役員を置き、役員は構成員の互選により選出する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠による構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、構成員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(協議会招集の特例)

第5条の2 会長は、緊急の必要があり協議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(委員会)

第6条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じ、困難事例や権利擁護等の分野別に協議する委員会を設けることができる。

(費用弁償)

第7条 構成員が、第5条の会議に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、厚岸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成12年厚岸町条例第37号）の規定によるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉課障がい福祉係において処理する。

(個人情報の保護)

第9条 協議会において知り得た個人情報は、他に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会に諮って定める。

厚岸町障害者自立支援協議会委員名簿

敬称略

区分	所属名	職名等	委員氏名	適用
指定相談支援事業者	一般社団法人地域福祉未来創造社らいふ	管理者	佐藤 貴裕	
指定障害福祉サービス事業者	厚岸町社会福祉協議会	事務局長	松見 弘文	副会長
	特定非営利活動法人のんき村	管理者	小野寺 敏雄	
	厚岸町子ども発達支援センター	事業所長	池谷内 寛子	
	企業組合エーエスユー	施設管理者	三浦 仁	
	一般社団法人地域福祉未来創造社ぷらっと	理事	中村 ますみ	
保健・医療・福祉関係機関	精神障がい者地域生活支援センター	センター長	佐々木 寛	会長
	有限会社サハスネット	地域づくりコーディネーター	武田 敦	
	社会福祉法人釧路のぞみ協会	常務理事	横山 豊	
	町立厚岸病院	事務長	星川 雅美	
	厚岸町民生委員児童委員協議会	副会長	桂川 和子	
教育関係機関	厚岸町教育支援委員会	委員長	斉藤 直彦	
	厚岸町教育委員会指導室	指導室長	藏光 貴弘	
	北海道厚岸翔洋高等学校	校長	山本 十三	
商工業・産業関係団体	厚岸町商工会	事務局長	岩崎 純史	
関係行政機関	厚岸町保健福祉課	課長	早川 知記	

資料3 厚岸町障がい福祉計画の策定経過

日 程	内 容 等
令和5年10月	障害福祉サービス事業所等とのヒアリングの実施 (書面により実施)
令和5年12月	令和5年度第1回厚岸町障害者自立支援協議会(書面会議) ・ 役員の互選について
令和5年12月	令和5年度第2回厚岸町障害者自立支援協議会(書面会議) ・ 第7期厚岸町障がい福祉計画の策定について
令和6年1月	令和5年度第3回厚岸町障害者自立支援協議会 ・ 第7期厚岸町障がい福祉計画(素案)について
令和6年2月5日～ 令和6年2月18日	意見募集(パブリックコメント)実施
令和6年3月	厚岸町政策会議

資料4 用語の解説

《 あ行 》

- アスペルガー症候群
広汎性発達障がいのうち、言葉の遅れがなく、対人関係以外の困難が目立たないもの。
- 一般就労
労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労のこと。

《 か行 》

- 学習障がい（LD）
基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態のこと。
- 広汎性発達障がい
自閉症、アスペルガー症候群等の自閉症に近い特徴を持つ発達障がいの総称。対人関係の障がい（場面に応じた適切な行動がとれない）、言葉等のコミュニケーションの障がい、こだわり又は想像力の障がい等の特徴があります。

《 さ行 》

- 自閉症
主に、人間関係を作れない、言語で伝達することができない、同一性を保持しなくなる、対人関係を嫌う等といった症状のある症状群のこと。発達障がいの一種と考えられています。
- 障がい
障がい者福祉において、狭い意味では、身体又は精神の機能の低下・異常・喪失あるいは身体の一部の欠損等、心身の機能レベルの概念のこと。広い意味では、機能障がい、能力障がい、社会的不利のこと。

- 障害者総合支援法（障害者自立支援法）
障害者自立支援法が、平成25年4月に法律名が変更され、従来のサービスはそのままに、障害の範囲に難病が加えられ障害程度区分から障害支援区分に改めるなど一部が改正されました。
- 自立支援医療（精神通院医療）受給者証
精神疾患を持ち、その精神障がいのために通院治療が必要な人に対し、北海道が発行するものです。
- 身体障害者手帳
都道府県知事が審査に基づき発行するもので、障がいの程度に応じて1級から6級までに分けられます。（1級が最も重度。）身体障害者福祉法上では、身体障害者手帳の交付を受けた者を「身体障害者」といいます。
- 精神障害者保健福祉手帳
都道府県知事が審査に基づき発行するもので、障がいの程度に応じて1級から3級までに分けられます。（1級が最も重度）他の障がい者手帳と異なり有効期間があり、2年毎に認定を行う必要があります。

《 た 行 》

- 注意欠陥多動性障がい（ADHD）
忘れっぽく、落ち着きがない、なかなか集中できない、興奮しやすく、怒りっぽいといった行動が人並みはずれて激しく起こり、社会（学校、家庭）生活が適応しきれない状態のこと。

《 な 行 》

- ・ニーズ

要求、要望のこと。

- ・日常生活用具

①の要件を全て満たすものであって、②に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するもの。

① 用具の要件

(1) 障がい者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの

(2) 障がい者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの

(3) 用具の製作、改良又は開発にあたって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

② 用具の用途及び形状

(1) 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マット等の障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす等

(2) 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具

(3) 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がい者等の在宅療養等を支援する用具

(4) 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭等の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具

(5) 排泄管理支援用具

ストマ用装具等の障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品

(6) 住宅改修費（居宅生活動作補助用具）

障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

- ・ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそが普通の社会であるという考え方のこと。

《 は 行 》

- ボランティア

一般的には、報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供すること。

- PDCA

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返す行い、事業を推進していくという考え方。

《 ら 行 》

- 療育手帳

都道府県知事が審査に基づき発行するもので、障がいの程度が最重度、重度の場合は「A」、中度、軽度の場合は「B」となります。

第7期
厚岸町障がい福祉計画

発行年月 令和6年3月

発行 厚岸町
編集 保健福祉課障がい福祉係
住所 厚岸郡厚岸町住の江1丁目2番地
TEL 0153-53-3333
FAX 0153-53-3077
URL <http://www.akkeshi-town.jp>